

令和5年第3回府中町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 開 会 年 月 日 令和5年6月23日(金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和5年6月27日(火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(18名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 梶川三樹夫君 | 副議長 | 二見伸吾君 |
| 1番  | 川上翔一郎君 | 2番  | 宮本彰君  |
| 3番  | 西山優君   | 4番  | 狩野雄二君 |
| 5番  | 坂田栄一君  | 6番  | 田中伸武君 |
| 7番  | 山口晃司君  | 10番 | 西友幸君  |
| 11番 | 寺尾光司君  | 12番 | 力山彰君  |
| 13番 | 三宅健治君  | 14番 | 齋藤昇君  |
| 15番 | 益田芳子君  | 16番 | 橋井肇君  |
| 17番 | 児玉利典君  | 18番 | 木田圭司君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 議員提出第2号議案 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 4 議員提出第3号議案 インボイス制度の実施延期を求める意見書について

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | |
|------|-------|
| 副町長 | 齋藤哲也君 |
| 教育長 | 新田憲章君 |
| 財務部長 | 胡子幸穂君 |

| | |
|---------------|-----------|
| 福 祉 保 健 部 長 | 山 西 仁 子 君 |
| 町 民 生 活 部 長 | 森 本 雅 生 君 |
| 建 設 部 長 | 井 上 貴 文 君 |
| 消 防 長 | 新 宅 和 彦 君 |
| 教 育 部 長 | 榎 並 隆 浩 君 |
| 危 機 管 理 監 | 屋 敷 学 君 |
| 建設部次長兼職都市整備課長 | 磯 亀 智 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 脇 理 恵 君 |
| 保 険 年 金 課 長 | 金 本 智 巳 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 平 岡 直 美 君 |
| 維 持 管 理 課 長 | 谷 口 洋 二 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(梶川三樹夫君) 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和5年第3回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(開議 午前 9時30分)

○議長(梶川三樹夫君) 本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、17番児玉議員、18番木田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

昨日に引き続き、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第5項、健診（検診）について、13番三宅議員の質問を行います。

13番三宅議員。

○13番（三宅健治君） 皆さんおはようございます。13番三宅です。

健診（検診）について質問いたします。

タイトルにもありますように、健診（検診）には、にんべんの健診と、きへんの検診がありますので、質問に入る前に補足させていただきます。

にんべんのほうの健診は、健康状態を調べる健診です。いわゆる健康診断のことで、健診結果から自分自身の生活習慣の問題点を自覚し、改善に取り組むきっかけとすることです。きへんのほうの検診は、特定の病気を早期発見するための検診です。特定の病気を発見するために行う検査のことを指し、代表的な検診として、がん検診があります。

また、今回は、母子保健法、学校保健安全法に基づいた母子や学童を対象とした各健診は除外して質問させていただきます。

それでは、質問に入ります。

厚生労働省のホームページでは、健診のあり方として、「自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりとチェック。自分の体をしっかりと知るのが、健康維持の第一歩です。定期的に健診・検診を受けましょう。」とあります。

両者共通していることは、早期発見・早期治療により、心身面のみならず、時間的・費用的な負担の軽減を図ることです。

また、健診（検診）の目的は、自覚症状のない初期の段階で異常を発見することです。

そこで、健診（検診）に対する町の考えを質問させていただきます。

1点目、府中町が実施している健診（検診）について、それぞれの対象者、受診率、その結果と分析・評価について教えてください。

2点目、国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者を対象とした人間ドック費用助成制度の実績について教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） おはようございます。福祉保健部長です。

1 3 番三宅議員の一般質問、健診（検診）について答弁いたします。

御質問の1点目、町が実施している健診（検診）について、それぞれの対象者、受診率と、その結果分析・評価についてですが、町では町民の皆さんに、できるだけ元気に健やかな人生を過ごしていただくために、様々な健診（検診）を実施しています。

まず、がんを早期発見し、適切な治療を行い、がんによる死亡率を減らすことを目的にがん検診を実施しています。

胃がん、肺がん、大腸がん、乳がんは40歳以上を対象とし、子宮がんについては20歳以上を対象としています。胃がん、肺がん、大腸がんは1年に一度、乳がん、子宮がんは、2年に一度助成を行い、職場などで受診の機会のない方に利用いただいております。

続いて、特定健康診査は、生活習慣病の発症や重症化予防のために、40歳から74歳の府中町国民健康保険加入者を対象に実施しております。5月末に、健診に必要な特定健診受診券と、特定健診の御案内を対象者に郵送いたしました。

特定健康診査の健診結果から抽出した対象者に対し、生活習慣を改善するため、保健師等による指導、特定保健指導を行います。

令和4年度より、集団検診で特定健康診査を受診し、特定保健指導の対象となった場合に、健診会場での初回面談を実施しております。

また、生活習慣病の早期発見、介護予防のため、後期高齢者医療制度の加入者を対象に、長寿健診を実施しております。

いずれの健診（検診）も、対象者は、各自で健診機関を選び受診することができる個別健診、または町がくすのきプラザ等で実施する集団健診のどちらかで受診していただけます。個別健診は、健診（検診）ごとに実施期間が異なりますが、集団健診は、いずれも10月から11月頃に実施する予定です。

続いて、健診（検診）の受診率及びその分析と評価についてですが、広島県が算出している受診率によると、胃がん検診は、令和3年度の受診率は5.8%でした。令和元年度は4.9%、令和2年度は6.0%と、令和2年度に受診率が上がっております。これは、令和元年度までは、個別検診はマツダ病院のみで実施しておりました

が、令和2年度からは、町内医療機関等の御協力により実施可能な医療機関が増え、受診しやすい環境になったことが受診率向上につながったと考えております。今年度は、胃がん検診の実施医療機関は、町内4か所、町外19か所に増えております。

肺がん・大腸がん検診の受診率は、令和3年度は、それぞれ3.5%、3.9%でした。前年度の2.6%、3.3%と比較すると、どちらも受診率は上がっております。肺がん・大腸がん検診についても、令和2年度までは、個別検診はマツダ病院のみで実施していましたが、令和3年度からは、町内医療機関等の御協力により、実施可能な医療機関が増え、受診しやすい環境になったことが要因と考えております。

今年度は、肺がん検診の実施医療機関は、町内6か所、町外20か所に、大腸がん検診の実施医療機関は、町内15か所、町外24か所に増えております。

乳がん検診の受診率は、令和2年度、令和3年度とも、9.4%で横ばいでした。一方、子宮がん検診は、令和3年度に未受診者への勧奨を開始したことで、受診率が前年度より2%上がり、13.7%となりました。

近年、実施医療機関を増やす、未受診者に勧奨通知を発送するなど、少しずつではありますが受診率向上を図っているところです。

しかし、どの健診（検診）においても、広島県平均受診率より0.6から2.7ポイント低い状況です。

一方、特定健診は、令和3年度の受診率は39.6%でした。前年度の34.2%と比較すると受診率は上がっております。

また、長寿検診の令和3年度の受診率は27.1%でした。県平均の11.47%と比較しても、町の受診率が高く、受診率は県内1位となっております。高齢者の健康意識の高さを感じているところですが、さらに一人でも多くの方に受診していただき、全ての町民が健康で元気に暮らせるように、健診（検診）の受診率向上を図ってまいります。

御質問の2点目、国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険事業の一環として実施している人間ドック費用助成制度の実績についてですが、人間ドック費用助成事業は、30歳以上の府中町国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度の加入者を対象に、2万1,000円の助成を行っております。

コロナ禍の令和2年度は、定員を大きく下回りましたが、令和3年度は、国民健康保険の受診者は、定員590人に対して433人、後期高齢者医療制度の受診者は、

定員140人に対して120人と回復し、令和4年度は、国民健康保険受診者は定員500人に対して435人、後期高齢者医療制度の受診者は、定員140人に対して143人と増えました。

人間ドックは、特定健康診査や長寿健診と比べて検査項目が多く、様々な角度から総合的に身体の異常を調べることができるというメリットがあります。人間ドック特有の基本検査があり、さらには自分が気になる部分のオプション検査を追加できるなど、幅広く自由度の高い検査を行うことが可能です。また、一般的な日帰りドックでは、半日で一つの医療機関で全ての検査が完了し、効率的に全身の検査を行うことができます。

人間ドックは、健康診断と比べると受診費用がかかりますが、費用助成制度を活用いただき、これから先の長い人生を安心して健やかに過ごすためにも、定期的な人間ドックの受診をお勧めしております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

13番三宅議員。

○13番（三宅健治君） 答弁ありがとうございました。

特定健診・長寿健診ともに県平均を上回り、長寿健診においては、県内一番の受診率ということで、町内高齢者の健康意識の高さを確認することができました。一方で、がん検診のほうですが、個別検診を実施できる医療機関を増やし、受診しやすい環境となったことにより受診率の微増が見られたが、どの検診においても県平均を下回っているとの答弁でした。

そこで再質問です。がん検診率についてですが、昨日の益田議員の一般質問にもありましたように、令和5年3月28日閣議決定された第4期がん対策推進基本計画において、がん検診率目標は第3期の50%から60%へと引き上げられましたが、府中町の検診率は3.5%から13.7%とまだまだ低い状況にあり、受診率向上に対する町の取組を教えてください。

再質問の2点目ですが、40歳から74歳を対象とした特定健診は、各保険者による実施が義務化されています。39歳以下を対象とした一般健診や若年健診などといわれている定期健診に関しては、会社員であれば、労働安全衛生法に基づいて、定期健診が事業主に義務づけられています。一方で、自営業者などが加入する国保に関し

ては、国民健康保険法の下では、費用負担の補助を含め、実施の判断は各保険者となり努力義務とされております。国保の場合は、各自治体に任されているということで、周辺の市町の実施状況を調べてみたところ、対象年齢、費用負担補助額に多少の差はあるものの、実施している自治体が多くあります。

そこで質問です。現在、府中町では、39歳以下の町民に対する一般健診は、女性のための一般健診として、女性に限定して実施しておりますが、女性に限定している理由を教えてください。また、病気の早期発見を目的とした健診は、町民の健康に資する観点から、健診を受ける機会のない町民に対する一般健診の実施について提案をいたしますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。

三宅議員の2回目の御質問についてお答えします。

御質問の1点目、町の受診率向上施策としての取組はについてですが、これまでも健康診査やがん検診については、健診（検診）を受けていない人に対する個別勧奨を行ってきましたが、議員御指摘のとおり、本町の受診率はまだまだ低い状況です。勧奨内容の見直しや勧奨のタイミングなどの工夫を試みながら、今後も引き続き実施していきます。

また、人間ドックについては、今年度は広報紙やホームページを使って、人間ドックを受診するメリットを積極的に周知し、SNSを活用し、費用助成の募集情報を発信しました。それにより、申込み者が昨年度より増えたため、来年度以降も引き続き実施する予定です。今後も、様々な工夫を試みながら、受診率向上に努めてまいります。

御質問の2点目、女性のための一般健康診査について、女性に限定している理由、また、周辺市町で実施している検診を、今後、府中町でも検討されますかについてですが、女性のための一般健康診査は、特定健診や職場健診を受けない年齢の女性に対して、生活習慣病の発症や重症化予防のため、町の独自事業として実施しています。近年の受診者数は、令和元年度は75人、令和2年度は84人、令和3年度は95人、令和4年度は126人で、毎年度、一定の方が受診されています。女性のための一般健康診査は、平成8年度に補助金を受けて、女性の健康づくり事業として開始された

健診で、現在も継続しているものです。町としても、今般の社会情勢を踏まえ、健診を受ける機会のない方に対して、広く健診を受けていただけるように、他市町の健診について調査・研究をしております。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

13番三宅議員。

○13番（三宅健治君） 答弁ありがとうございました。

1回目の質問で、人間ドックに関する答弁に、その他の検診と比べて、検査項目が多く、希望によりオプション検査も追加可能な人間ドックは、病気の早期発見に効果的であるとありました。

人間ドックの受診実績は、後期高齢者対象では毎回募集定員に近い応募があり、140人の募集を毎年維持しております。一方で、74歳以下の国保加入者を対象とした募集定員は、平成28年から令和元年まで650人、令和2年630人、令和3年590人、令和4年・令和5年500人と縮小しております。

募集人数の縮小理由として、国保加入者の人数が年々減少してきたためと聞いております。今年度も、春・秋2回に分けて募集をしており、春の募集状況は、国保加入者対象に500人の募集に対して435人の応募があり、残り65人となっています。後期分は、140人募集に対して140人の応募があり、既に募集を終了しているということでした。

繰り返しになりますが、人間ドックは、病気の早期発見に効果的な健診であるため、財源に限りがあることは承知しておりますが、健診を希望する町民が一人でも多く受診できる事業となるように、予算の確保をお願いいたします。

また、39歳以下の健診実施については、現在、女性に限定している理由は示されませんが、今後、他市町の健診について調査・研究すると、前向きな答弁をいただきました。

一般的に、高齢になるほど病気にかかりやすくなりますが、若年期に罹患率の高い疾患も多く存在します。また、最近では、生活習慣病の低年齢化が進んでいることから、全ての町民が健診を受けやすい環境整備していただきますよう、重ねて要望いたしまして、質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、健診（検診）について、13番三宅議員の質問を終

わります。

続いて、厚生関係第6項、マイナンバーと医療DXについて、8番二見議員の質問を行います。

8番、二見議員。

○8番（二見伸吾君） おはようございます。8番二見です。

マイナンバーと医療DXについて質問いたします。

今月2日、2024年秋に保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する関連法が成立しました。マイナンバーをめぐる様々な問題が起きています。慎重に進めれば避けられたであろう失敗の数々ですけれども、政府はトラブル山積であるにもかかわらず、保険証の廃止に邁進しています。

12日、岸田総理は参議院の決算委員会で、「なぜ保険証を廃止する必要があるのか」という質問に対して、幾つか理由を述べましたが、その一つとして、様々なデータの活用の幅がより広がっていくことを理由に挙げました。個人の幅広い情報を集積・提供・共有することをプロファイリングというそうですが、このプロファイリングこそ、マイナンバー制度導入の最大の狙いであります。

マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の個人番号で、マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤だとされています。ここでいう公平・公正な社会とは、公平・公正な負担と給付がなされる社会という意味のようです。

マイナンバー制度は、社会保障・税番号制度とも呼ばれています。この名の示すとおり、税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せして、所得把握の精度を向上させるための納税者番号であり、真に支援を必要としている者に対し、迅速かつ適切に社会保障給付するための社会保障番号という位置づけであります。

マイナンバー制度は、多様な形で利活用されていくことが予定されていますが、社会保障・税番号制度という名が示すとおり、核をなすのは、社会保障と税です。社会保障については、医療DX推進の要として、社会保障支出を削減し、マイナンバーによって集められた様々な情報を民間企業に利活用させる。税金については、インボイス制度と相まって、課税ベースを広げ、事実上の増税をする。マイナンバーカードには、券面とICチップにマイナンバーと4つの基本情報、氏名、住所、性別、生年月日と顔写真が表示されています。これだけでも大切な個人情報であり、紛失・盗難な

どによる情報の流出が心配されます。

さらに問題なのは、このマイナンバーに様々な個人情報がひもづけられていくこと  
であります。現時点では、マイナンバーは健康保険、特定健診、ワクチン医療接種記  
録に関わる情報のほか、年金、住民税、雇用保険などの情報とひもづけされています。  
13万件の誤った登録があった預貯金口座も、今のところ任意ではありますがけれども、  
ひもづけが始まっております。

政府は、9日、デジタル社会の実現に向けた重点計画の改定を閣議決定しました。  
この重点計画の中に、マイナンバーカードの普及及び利用の推進という項目があり、  
健康保険証との一体化に加え、運転免許証、日本で暮らす外国人の在留カード、自治  
体による子どもの医療費助成制度や診察券、母子保健の健診受診、母子健康手帳、介  
護保険証、障害者手帳、雇用保険受給資格者証など、マイナンバーカードに一体化す  
るとあります。国家試験、国家資格、技能士資格、技能講習修了者証明書、建設キャ  
リアアップカードの情報もひもづける計画であります。

既に、2021年のデジタル改革関連法成立によって、医師、歯科医師、看護師な  
ど、32の社会保障・税関係の国家資格をマイナンバーカードにひもづけることにな  
っています。

今回のマイナンバー法等の一部改正法成立によって、社会保障・税関連以外にも、  
理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士など、50以上の国家資格や認定につい  
て、新たにひもづけることにしました。将来的には、約300の資格をマイナンバー  
にひもづけるといいます。

資格だけではありません。重点計画は、運転免許証、外国人の在留カード、自治体  
による子どもの医療費助成、今も言いました。こういうものも一体化します。また、  
マイナンバーカードの市民カード化を推進するとして、キャッシュカードや交通系カ  
ードの一体化、図書館カード、印鑑登録証、大学での出席・入退館記録、各種証明書、  
在学証明書、成績証明書、卒業証明書などとして利用して、日常生活の様々なシー  
ンに持ち歩くようにするのだといっています。さらに、マイナンバーカードの電子証明書を  
スマートフォンに搭載することも、今年5月から始まっています。

政府は、来年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する方  
針です。カードをなくした人や、取得してない人が、保険証の廃止後も必要な保険診  
療を受けられるように資格確認書を発行するといっています。

この資格確認書は、これまで国民健康保険証が町から郵送されてきたのとは違い、本人からの申請が必要であります。申請が困難な人もいます。また、申請が必要なことが分からないまま、有効期限の切れた保険証を持ち続ける人も出るのではないかと思います。

厚労省の資料には、保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず、資格確認書を交付できることとするとありますが、保険者である府中町は何をもって、必要かそうでないのかを判断するのでしょうか。

また、この間のトラブルで、マイナンバーカードで本人確認ができず、10割を支払ったケースがありましたが、資格確認書が入手できず、医療機関で10割を払わなければならない事態も想定されます。こういうことを決して起こしてはなりません。

そこで伺います。マイナンバーカードのある・なしにかかわらず、被保険者であれば、医療にアクセスできるのが当然であります。広島県とともに国保の保険者である府中町は、どのような対策を検討されているのでしょうか。

次に、医療DXについて質問いたします。

マイナンバーによってひもづけられる個人情報、実に多様で様々な利活用が予定されております。とりわけ重要なのは医療関係で、医療DXを進める要となるのがマイナンバーであります。厚労省による医療DXの定義は次のとおりです。医療DXとは、保険、医療、介護の各段階、疾病の発病予防、受診、診察、治療、薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など、これらの各段階において、発生する情報やデータを全体最適された基盤を通して、保健医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化、共通化、標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるよう、社会や生活の形を変えることであると。

医療だけでなく、保険や介護も含めた様々な個人情報をオンラインで利活用する。データの外部化、共通化、標準化するため全体最適化された基盤とは、現在のオンライン資格確認等システムであり、それを拡充して構築する全国医療情報プラットフォームを意味します。マイナンバーと被保険者番号の履歴をひもづけて、個人情報である保健医療情報を流通させ活用する。これが医療DXであります。

昨年6月に閣議決定された骨太方針2022では、持続可能な社会保障制度の構築として、1、全国医療情報プラットフォームの創設、2、電子カルテ情報の標準化等、

3、診療報酬改定DXの3つの課題を掲げ、行政と関係業界が一丸となって進めるとしています。さらに、4つ目の課題として、医療情報の利活用について、法制上の措置等を講ずるとしています。

まず、全国医療情報プラットフォームです。この4月から、オンライン資格確認が原則義務化され、町内の医療機関にも顔認証つきカードリーダーが置かれています。これを使って、マイナンバーカードから情報を読み取り、本人確認するのがオンライン資格確認です。被保険者番号、電子証明書のシリアルナンバー、資格情報を自動的に取り込むことができ、国保中央会、支払基金が保有する情報を医療機関・薬局に提供することができるようになる。

現在は、本人の同意の下に、レセプトから抽出された診療、薬剤情報、特定健診情報等の情報、特定健診や後期高齢者健診情報が含まれています。これを医療機関・薬局が閲覧することができます。このオンライン資格確認等システムを拡充するのが、全国医療情報プラットフォームです。

レセプト、特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体健診情報、電子カルテ等の医療介護全般にわたる情報について共有・交換できる、全国的なプラットフォームを創設すると、骨太方針2022に書かれています。

プラットフォームとは、システムやサービスの提供に必要な土台となる環境のことを言いますが、この全国医療情報プラットフォームに、介護を含む医療全般にわたる個人情報を集め、自治体や介護事業者等間を含め、共有・交換、すなわち利活用できるようにするということでもあります。

次に、電子カルテ情報の標準化ですが、全国医療情報プラットフォームを通じて、共有・交換する情報を規格化し、そろえることです。診療情報提供書、退院時サマリー、健診結果報告書の3文書。傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報、救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査、処方情報の6情報を厚労省標準規格にすると言っています。また、今後、医療現場での有用性を考慮しつつ、標準規格化の範囲の拡張を推進するといっていますので、この3文書6情報にとどまらず、流通させる情報が増えていくことになるでしょう。

第三に、診療報酬DXです。デジタル技術を活用して、診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化し、医療保険制度全体の運営コスト削減につなげることを目指すとあります。骨太方針2022では、診療報酬DXの目的について、作業の効率

化についてしか述べていません。実際には隠された二つの目的があります。一つは、医療費の適正化のために使うこと。もう一つは、収集したデータを民間企業に提供し、ビジネスチャンスの拡大に結びつけようとすることです。

全国保険医団体連合会は、既に2007年の段階で警告を、次のように発しています。本来レセプトは、療養の給付に関する費用の請求明細にすぎず、このデータを集積して、保険請求業務以外に利用することは、レセプトデータの目的外使用に該当する。レセプトには、最もデリケートな健康に関わる個人情報が含まれており、患者の同意なく、これを審査・支払い以外の目的に使用することは、個人情報保護法の趣旨にも反する。特に、レセプトデータの民間への開放は、国民の健康・医療に関わる情報が企業のもうけの対象にされるおそれがあるために禁止すべきである。政府は、このような声に耳を傾けることなく、レセプトデータを集積し、保険請求業務以外に活用できるように準備を進めてきたわけであります。

2001年に出された最初の骨太方針に、社会保障制度の運営コストの削減という文言が登場し、そのために社会保障番号制、今日のマイナンバーです。この社会保障番号制と社会保障個人会計システムが必要だと述べています。社会保障個人会計システムとは、個人レベルで社会保障給付と、税金、保険料、窓口負担、利用料などの負担を情報提供するシステムのことであります。

経団連は、2004年に、財産相続時における社会保障受給額、特に年金給付のうち、本人以外が負担した社会保険料相当分と相続財産との間で調整を行う仕組みも検討すべきであると提言しています。

国保、国民年金、社保、厚生年金などの支払総額が、黒字か赤字かを国民一人一人について判定する。支払総額が赤字の場合は、その分を死後、遺産から取り立てるということであります。そのために必要なのが、総合的な社会保障・福祉オンラインシステムの整備、社会保障個人別カード、社会保障・福祉制度に共通する個人番号だと、経団連は言っているわけです。

骨太方針2001は、また真に支援が必要な人に対して、公平な支援を行うことができる制度を実現すると述べています。国民を真に支援が必要な人と、そうでない人に区分し、必要でない人と判定した人の給付を減らしたり負担を増やす、そういうことを2001年の段階で考えていたわけであります。

今進められている医療DX、全国医療情報プラットフォーム、マイナンバー制度、

マイナンバーカードの原点は、小泉構造改革にあります。2005年6月、同じく小泉政権の下で閣議決定をされました骨太方針2005では、超高齢化社会において、持続可能性を確保するためには、社会保障給付の過大不必要な伸びを厳しく抑制しなければならないとし、医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標を設定し、達成のために必要な措置を講ずると、このように述べました。

この骨太方針2005を受け、同年12月1日に政府与党医療改革協議会の医療制度改革大綱、12月21日に規制改革・民間開放の推進会議に関する第2答申、2006年1月にIT新改革戦略が出され、医療費適正化が具体化されています。同年6月、高齢者医療確保法を制定し、後期高齢者医療制度によって、75歳以上の高齢者を国保・健保から切り離し、医療費の適正化計画、特定健康診査、特定保健指導、医療保険等関連情報の調査及び分析を一体的に進めることを法制化したしました。

第四に、医療ビッグデータ分析です。医療ビッグデータは宝の山、21世紀の石油などと言われております。健康診断やレセプト情報が富を生み出す。それを後押しするのが、医療DXの大きな目的の一つであります。次世代医療基盤法、医療ビッグデータ法とも呼ばれていますけれども、2017年に公布されました。健診結果やカルテ等の個々人の医療情報を匿名加工し、医療分野の研究開発での活用を促進する法律だと、このように内閣府は説明しています。2017年5月30日から全面実施されました改正個人情報保護法は、医療情報の多くを要配慮個人情報とし、第三者に提供するに当たっては本人の同意が必要であります。それに対して、次世代医療基盤法は、本人あるいはその遺族が拒否しない限り、医療機関等は認定事業者に医療情報・要配慮個人情報を提供することができ、認定事業者は、利活用者、製薬会社や研究機関に匿名加工医療情報を提供できるようにしました。このように、個人情報保護法の抜け穴として、次世代医療基盤法は作られたんですが、経団連はまだ足りないと言っています。

2022年6月、内閣府は、次世代医療基盤法検討ワーキンググループ中間取りまとめを発表します。匿名加工医療情報は、氏名等と仮IDの対応表を破棄する必要があること等により、特定の個人を再識別したデータ追加による継続的・発展的な研究が困難であり、研究や薬事目的で活用しにくいとし、再識別による継続的・追加的なデータ提供を可能とする匿名化のあり方について検討すると述べています。再識別による経済的・追加的なデータ提供は、個人が特定できなければ不可能であります。

これ以外にも、薬事承認のため審査当局に提出された匿名加工医療情報の基データの提供が可能か、利活用者が情報を探索活用しやすくするような取組が検討課題とされており、いずれも匿名化された情報を再び、個人が特定できるものに戻すものであります。

この中間取りまとめに対して、経団連は意見書をまとめていますけれども、次世代医療基盤法を個人情報保護法が禁じているゲノム情報や個人の特特定が容易な少ない症例、特異値の活用を推進する仕組みをせよと、データサイエンティストが基データにアクセスできるようにせよ、医薬品の承認申請においては申請者が基データへのアクセスできるようにせよと、もう言いたい放題です。挙句は、必要以上の規制強化は利活用者の負担となり、利活用の障害となることから避けるべきであると。個人情報保護法の抜け穴としてつくられた次世代医療基盤法の完全な骨抜きを求めています。

この意見書を受けて、内閣府は、次世代医療基盤法を見直し、希少な症例についてのデータ提供、同一対象群に対する継続的・発展的なデータ提供、薬事目的利用の前提であるデータの真正性を確保するための基データに立ち返った検証ができるように検討するとしてしました。

また、新たに仮名加工医療情報を創設。仮名加工医療情報とは、他の情報と照合しない限り、個人を特定できないように加工した情報をそう呼ぶのだそうです。個人情報から、氏名やID系を削除するのですが、他の情報と照合すれば個人の特特定は可能であります。

今月16日、骨太方針2030とともに閣議決定されました成長戦略等のフォローアップに、2022年度に行った健康医療分野における情報銀行の活用等の検討結果を踏まえ、2023年末までに情報銀行の認定指針を改定すると書かれています。

情報銀行は、行動履歴や購買履歴、ヘルスケアデータなど、個人情報を含むデータを個人から預かり、パーソナルデータを利用したい事業者提供します。個人情報を集めて、それを必要とする企業に販売する銀行で、2019年から認定が始まっております。現在、三井住友信託銀行株式会社、中部電力株式会社、みずほ銀行とソフトバンクが設立しましたJ. Scoreなど、7社が情報銀行として認定をされています。

現在は、個人情報保護法によって、個人データの提供は規制されており、持病、健診結果、保健指導、障害、精神障害、遺伝子検査結果、これらを含む要配慮個人情報

を扱う事業は対象になっておりません。しかし、これに対して、経団連などから、要配慮個人情報を取り扱えないため不都合が生じていると規制緩和を求めています。

これを受けて、総務省は、2022年11月に、情報信託機能の認定スキームのあり方に関する検討会、要配慮個人情報ワーキンググループを立ち上げ、今年3月に取りまとめ案を示し、要配慮個人情報も取り扱えるように変えていく方針であります。

厚労省の資料に示された、預託収集された情報の使い道は、利用者個人のためとされているものでは、自治体関係として、住民個別の健診の受診勧奨、要支援者、子育て世帯への生活支援が挙げられていますけれども、要配慮個人情報を取得しなければならないことではありません。

資料は具体例として、フィットネスジム、レシピ提案などのヘルスケアサービス、家事代行サービス、高齢者見守りなど介護保険外サービス、保育園での預かり、シッター派遣などの子育て支援サービス、保険の提案見直し、ヘルスケアに関わる商品サービスの広告などを挙げています。これらは、有料のサービスと商品購入を促す広告というビジネスで、狙いが企業への情報提供だということは明らかではないでしょうか。

利用者個人以外のためとされるものとしては、自治体関係としては、地域の健康増進に係る政策の企画、地域全体の高齢者サポート体制づくりが挙げられています、これもまた要配慮個人情報を取得しなければならないものではありません。

新薬開発、医療機器開発を筆頭に、生活習慣病改善に向けた運動プログラム開発、特定の疾病の方に向けた健康食品の開発、健康チェックソフト、アプリ開発が使い道の例として挙げられています。

政府は、匿名加工医療情報とか仮名加工医療情報という言葉をつくって、個人情報が守られるかのように説明をしています。しかし、収集した情報は分析され、政府や企業が、一人一人に何らかの働きかけをするために用いられます。

ビッグデータ分析は次のようなプロセスを経ます。1、個人のデータが収集され、プールされる。2、それがAIによって解析され、我々人間が気づかなかったような事物の相関関係や行動パターンが抽出・発見される。3、こうした相関関係やパターンが特定のデータベースに適用され、当該データベースに登録された個人情報の趣味・嗜好、健康状態、能力、信用力など、自動的に予測される。4、このような予測結果が特定の目的のために利用される。そして、予測結果の妥当性を検証するために、

データベース登録者の行動が事後的に追跡される。

インターネットで、何かを検索・閲覧したり購入したりすると、お勧めの商品が提案されたり、広告が表示されたりします。注意して画面を見ていると、「広告用ID等とお客様の興味・関心(推定)を用いて、当社所定の広告配信事業者によるターゲティング広告がなされます。興味・関心の推定は、当社広告配信事業者それぞれが行う場合があります。」と表示されていることに気づきました。これと同じことを医療DXでやろうとしているわけです。私たちの情報を知らないうちに収集・分析して活用するということでもあります。

町の実施している特定健診・後期高齢者健診の情報が、オンライン資格確認等システムによって、現在は医療機関と薬局が閲覧できます。今後は製薬会社をはじめ、民間企業が利活用できるようにする。特定健診・後期高齢者健診、府中町は長寿健康診査というふうに呼んでいますけれども、メタボリックシンドロームに着目した健診で、2006年、高齢者医療確保法に基づき、2008年度から始まりました。血液検査や尿検査などによって、糖尿病、高血圧症をはじめとする生活習慣病の兆候やリスクをいち早く発見するためのものであります。

医療保険者、健康保険組合や、全国健康保険協会などの各被用者及び国民健康保険、この医療保険者が実施主体となっています。特定健診は40から74歳の加入者を対象にして行われ、75歳以上は後期高齢者医療制度の加入者が対象です。町内に住む、国保加入者と後期高齢者制度加入者に対して、当町がこの健診を実施しております。

この検診データとレセプトデータを分析し、被保険者の健康づくりや疾病予防・重症化を行うために、医療保険者はデータヘルス計画をつくることになっています。当町も2017年に、府中町国民健康保険データヘルス計画を策定しました。冊子の冒頭に、計画の趣旨として、被保険者の自主的な健康増進及び疾病の予防の取組を支援することとあり、これが大変重要だと思うんです。

特定健診は特定保健指導とセットであり、厚労省の資料には、自分自身で行動目標に沿って、生活習慣改善するようアドバイスするとありましたが、同様の立場だと思います。この資料にはQ&Aがあって、「プライバシーが守られるのか心配だけど大丈夫」という問いに対して、次のように回答しています。「医療保険者は個人情報保護法に従い、健康保健指導の結果データを厳重に管理することが義務づけられており、漏れた場合には、法律で罰則が定められています。また、実施機関が委託元である医

療保険者の個人情報保護規定を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが求められており、同様に法律で罰則が定められています。」と。

しかし、今回の医療DXのキーワードの一つは、先ほどから述べているように、個人情報の利活用であります。厚労省が昨年行った資料「医療DXについて」には、保健医療情報（介護を含む）利活用を積極的に推進していくことは非常に重要、医療情報の適切な利活用による創薬、薬を作ることですね。創薬や治療法の開発の加速化により、関係する分野の産業振興につながることを期待されると書かれています。

このQ&Aの答えにあった健診・保健指導の結果データの厳重な管理、受診者のプライバシー情報を守るは、空文句となるでしょう。町民の皆さんの自主的な健康増進及び疾病の予防の取組を支援するデータヘルス計画は、医療DXによって、企業に利活用され、もうけの手段になることにシフトするのではないかと危惧しております。

そこで伺います。当町でデータヘルス計画と保健指導、どのような内容になっているのでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 答弁に入る前に、ここで休憩を取りたいと思います。

再開は10時40分からといたします。休憩。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時40分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

8番二見議員の一般質問、マイナンバーと医療DXについて答弁いたします。

御質問の1点目、「マイナンバーカードのある・なしに関わらず、被保険者であれば医療にアクセスできるのは当然ですが、広島県とともに国保の保険者である府中町は、どのような対策を検討されていますか」についてですが、議員御指摘のとおり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、2024年秋以降は現行の保険証

は廃止されます。

御指摘の資格確認書は、マイナンバーカードを紛失または更新中及び未取得などの理由により、オンライン資格確認を受けることができない者も、引き続き保険診療を受診できるように配慮するため保険者が交付するものです。

資格確認書の交付について、まだ、国から政令等により、詳しい内容、取扱いは示されていないため、詳細はまだ分かりませんが、今年度から、国の動向を踏まえつつ、広島県全体で検討課題を出して、取り組む対応案を検討することとなりました。

国民健康保険等の被保険者が切れ目なく保険医療を受診できるよう、制度については、広報及び町ホームページ等で周知を図るとともに、申請を促す仕組み等の構築も含め、課題解決に取り組んでいきたいと考えております。

御質問の2点目、府中町のデータヘルス計画と保健指導はどのようになっていますかについてですが、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の対象者の健診結果は、健診後、国保連合会に集約されます。

国民健康保険の対象者については、健診結果やレセプト情報を基に、町で保健指導対象候補を抽出し、候補者のうち、参加希望者に保健指導を行っております。

事業としては、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防プログラム、頻回・重複受診指導、未受診者（異常値放置）勧奨を実施しております。

後期高齢者医療保険の対象者については、健診結果やレセプト情報を基に、町の課題を分析し、課題解決に向けて、保健指導や介護予防事業を一体的に実施しております。

事業としましては、糖尿病性腎症重症化予防プログラム、通いの場での周知・啓発活動を実施しております。

議員御指摘のデータヘルス計画は、平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略を受け、全ての健保組合は、健康・医療情報を、健診データやレセプトデータを活用してデータ分析し、PDCAサイクルに沿って効果的かつ効率的に健康課題の把握や保健事業を実施し、被保険者の健康づくりや疾病予防・重症化予防を行うための計画です。計画期間は平成29年度から令和5年度となっており、令和3年度に中間評価と見直しを行いました。

分析結果としましては、本町の令和2年度の1人当たりの医療費（調剤を除く）は県内14位で、平均より低い値となっていました。また、平成29年度から令和元年

度にかけて、被保険者1人当たりの医療費は僅かながら減少しており、生活習慣病にかかる医療費が高い結果を受け、町が取り組んできた効果が見られていると考えられます。

今後も健診データを活用し、運動や健康的な食生活の推進、特定健康診査の受診、特定保健指導の利用勧奨など、生活習慣病の早期発見、重症化予防の取組を継続してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 日刊ゲンダイに、「健康保険証を廃止で自治体から悲鳴、事務作業激増で職員に死人が出るレベル、深刻懸念。」という記事が出ていました。記事は次のように書いています。ただでさえ窓口業務の負担増がミスにつながっているのに、これから先、さらに業務が逼迫するおそれがある。最大2万ポイントがもらえるマイナポイント第2弾が9月末に期限を迎える上、来年秋の保険証廃止に伴う新たな事務作業がのしかかるからだ。日本全体ですと、6月11日現在で、マイナンバーカードを申請した人は約9,720万人、人口の77.2%で、健康保険証として利用登録した人が6,376万人、交付枚数の約7割。77%のうちの7割ですから、いわゆるマイナ保険証を持つ人は、人口の50%程度であります。様々なトラブルが発覚して、少なくない国民がマイナンバー制度やカードに不信感を抱いています。保険証をひもづけする人は、今後余り伸びないのではないかと思います。このまま推移すれば、3,000万人前後の人に資格確認書を発行する事態になります。

当町の場合には、今年4月の数字ですけれども、国保加入者は8,193人で、マイナンバーカードを、国保証として利用登録した人が4,341人、やはり53%、3,000人以上の人に資格確認書を届けないといけなくなります。これまでは、国保加入者全員に郵送し、問題はなかったと思います。近々届く新しい保険証は、来年7月31日が有効期限です。これまでどおりの保険証はこれが最後です。健康保険証廃止後は、1年間有効とみなすとされています。当町の場合は、それは2025年の7月末までです。この前後に問い合わせ、健康保険証として利用登録をする人、資格確認書を申請する人が殺到する可能性があります。そして、困るのがほっておく人です。それぞれ別々の対応が求められます。京都市では、マイナンバーカードを申請し

た人で、4万人が受け取りに来ていないという問題が発生しています。混乱は必至であります。

問い合わせやクレーム対応を含め、職員の事務量は相当増えることになるでしょう。役場は既にオーバーワークが原因で病気になったり退職する人が出ています。そこで伺います。国保証廃止による過重負担によって、職員の健康が損なわれないように、職員配置をすべきだと思いますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

保険年金課長。

○保険年金課長（金本智巳君） 保険年金課長です。8番二見議員の2回目の御質問、「国保証廃止による過重負担によって、職員の健康が損なわれないように、職員配置をすべきだと思いますが、町の見解をお聞かせください」について答弁させていただきます。

今後、国から詳しい内容や取組が示されていく中で事務を進めていくこととなりますが、事務量に見合った適正な人員配置を心がけていきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問はございますか。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 3月議会で自治体DXについて取り上げました。出来の悪いSF小説のようだという感想がありましたけれども、医療DXはより一層出来が悪くなっています。

骨太方針2001で、社会保障個人会計が提起されました。総理大臣は小泉純一郎氏です。それから15年後の2016年、息子である小泉進次郎氏が、自民党2020年以降の経済財政構想小委員会の委員長代行として、健康ゴールド免許構想を発表いたしました。その要旨は次のとおりです。1、生活習慣病、がん、認知症は、ふだんから健康管理を徹底すれば予防や進行を抑制できる。2、病気にならないようにする自助努力を支援していく。3、現行制度では、健康管理をしっかりとってきた方も、そうでなく生活習慣病になってしまった方も同じ負担で治療が受けられる。これでは自助を促すインセンティブが十分とは言えない。4、今後は健康診断を徹底し、早い段階から保健指導を受けていただく。そして、健康維持に取り組んできた方が病気になった場合は、自己負担を低くすることで、自助を促すインセンティブを強化す

べきだ。5、医療介護でもIT技術を活用すれば、個人ごとに健診履歴等を把握し、健康管理にしっかり取り組んできた人をゴールド区分にできる。いわば医療介護版のゴールド免許を作り、自己負担を低く設定することで、自助を支援すべきだという内容であります。

医療DXの最も重要な狙いがあけすけに語られています。個人ごとに健診履歴などを把握し、真に支援が必要な人とそうでない人に区分する。健康管理をしっかりした人が真に支援が必要な人であり、それを怠った人は支援に値しない。これが2001年に提案された社会保障個人会計の行きついた先であります。

自助・自己責任は資本主義の基本原則ですが、それだけでは貧困格差が広がり、犯罪も増えました。それで20世紀に入り、国家が主体となって、健康で文化的な暮らしを支える社会保障が登場しました。しかし、20世紀末から、日本では小泉構造改革以後、自助・自己責任が強調され社会保障は後退し、19世紀に後戻りしたかのようであります。

医療DX、社会保障個人会計、健康ゴールド免許は、公的保険、社会保障の名に値しないものであります。地方自治体の任務は住民の福祉の増進を図ること、このように地方自治法に書かれてあります。医療情報がきちんと保護され、データヘルス計画が企業のもうけの対象にならないよう、また、国保加入者の医療を受ける権利が阻まれないよう、頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第6項、マイナンバーと医療DXについて、8番二見議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問を終わります。

続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係、第1項、倒木のおそれのある公園内の樹木及び街路樹について、17番児玉議員の質問を行います。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 皆さんこんにちは。17番児玉でございます。

私のほうからは、倒木のおそれのある公園内の樹木及び街路樹について、御質問させていただきたいと思います。

これから出水期を迎え、台風などの影響で樹木が倒れるなどの危険性はないかとい

う観点から、質問をさせていただきます。

質問趣旨でございますが、全国でも、今年4月、神奈川県相模原市のキャンプ場で、高さおよそ18メートルの木が根元から倒れてテントを直撃し、中におられた女性が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。広島県においても、5月に福山市の公園で高さ16メートルの杉の木が倒れ、直撃した4連ブランコが壊れているのが確認されております。また、身近な道路においても、3月に広島市の平和大通りの高さ16メートルの街路樹が倒れ、車1台が巻き込まれたものの、けが人はなかったという報道ではありましたが、一步間違えば人命に関わる事故につながる可能性があり、また、財産を奪われる可能性があります。冒頭に述べた事例では、実際に亡くなられた方もおられます。このように動線にある樹木が倒れると、言うまでもなく、命や財産を失うことも実際に起きております。

倒木の原因は、樹木の劣化により大雨や地震、台風などの自然現象が起因で地盤が緩み倒れたり、劣化そのものが起因となるものもあります。両者ともに緊急点検を実施し、危険性のある樹木については精査を行い、伐採するなどの対応を取ることです。

多くの方が利用する公園や道路において、樹木街路樹は、環境の景観の向上のため重要な役割を果たしていると思っておりますが、適切な点検・管理の実施が重要であると考えます。

そこで、府中町の樹木・街路樹の管理について、次の2点を伺います。

1、街路樹や公園内の樹木の数量及び点検の実施について。2、点検結果による対応について。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

17番児玉議員からの一般質問、倒木のおそれのある公園内の樹木及び街路樹について、答弁します。

議員御指摘のとおり、街路樹には、景観向上、交通安全、環境保全といった効用がある反面、倒木、障害物、日照などの弊害もございます。

また、公園内の樹木においても、自然景観の創出、日よけなどの効用・効果がある

反面、街路樹と同様に倒木の危険性がございます。

府中町では、5月に福山市の公園で起きたブランコへの倒木事故の報道を受け、町内の都市公園、地域の公園及び広場で、樹木のある公園42か所について、職員による目視及び打音検査による点検を実施いたしました。

点検の結果、2か所の公園で枝の撤去を行い、1か所の公園で危険性が疑われる木を1本撤去いたしました。

街路樹については、町内の街路樹のある町道10路線に高木617本、県道3路線に高木350本が植えられております。

街路樹は、樹木の種類により1年に1回または2回の剪定作業を行っております。

この選定作業前に、目視により枝枯れや腐食等の有無を点検しており、異常があれば部分的に撤去などを行っております。

今後も定期的な点検・調査を実施し、安全管理に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 御答弁ありがとうございました。

街路樹と公園内の樹木についても、先ほどお話がありましたように、危険性のあるものについては点検されているということ、それから、さらに危険性の高いものについては、伐採などの措置を行っておられるということございまして、少し安心したところではございますが、やはりこういう管理というのは、公園・道路の安心安全な利用を考えた場合、継続して定期的な点検あるいは維持管理を行っていく必要性があるというふうに思います。

先ほど、建設部長の答弁の中でもありましたけども、街路樹の定期点検あるいは維持管理を行っているとありましたけども、では、街路樹と公園内の樹木との具体的な維持管理の内容についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。

17番児玉議員の2回目の質問に答弁します。

街路樹の維持管理については、町道の幹線道路及び町内の県道13路線が対象とな

ります。内容は、街路樹の高木967本、中・低木274本、4,700平方メートルの剪定作業です。

剪定作業に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者を現場責任者として配置し、街路樹剪定士または1級もしくは2級造園技能士の資格を有する者が、剪定作業中は常時現場において適正な剪定を行うよう指導に当たり、異常がある場合は町と協議することとしています。協議の結果、倒木の危険性がある場合は撤去を行うこととしていますが、場合によっては樹木医による調査も検討します。高木のうち、夏季剪定としているのは449本、冬季剪定としているのは557本で、夏季・冬季の2回剪定しているのは39本です。

公園内の樹木の維持管理については、WACTORYパーク揚倉山及びチェリーロード空城パークは、樹木の種類によって、年に1回から2回の剪定を行っております。他の都市公園、地域の公園及び広場の樹木については、年1回の剪定作業を行っております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 御答弁ありがとうございます。

1回目の質問でもちょっと触れたんですけども、公園とかあるいは道路においては、樹木街路樹の環境や景観を守る上でも非常に重要な役割を果たしていると。地球環境の問題を考えた場合、二酸化炭素を吸収して酸素を発生するという意味では、こういう緑が大事だということもよく分かっておりますけども、利用者の安心安全を考えた場合、適切な点検・管理の実施が重要であるというふうに考えております。

また、質問の冒頭にも申し上げましたけども、動線に関わる倒木というのは、命や財産に関わることなので、今お話があった2つの都市公園以外にも、例えば、水分峡森林公園だとか、これ1番目の事例でも申し上げましたけども、テントを張るキャンプ場なんかがあります。野原にぽつとやっとなるところまでは管理はできないかもしれませんが、そういった場所に倒木があった場合、1番の事例のような死亡事故にもつながる可能性があるというところを聞いております。この管理というのは、維持管理課だけじゃなくて、よその課が管理されてるところもあると聞いてます。こういったところについては、今後、私の委員会のほうでも質問したいというふうに考

えておりますし、そのほか議員活動の中で、今後もこういった話は継続していきたいというふうに考えております。私が言いたいのは、町として管理する課は違えども、動線にある樹木の管理あるいは点検、こういったところをやっぴり同じようにやらないと意味がないと思ってます。確かに、年に数回、枝切りをするとかいうときに点検もされてます。これも、やっていただきたいんですが、そうでない、枝切りするチャンスがないようなところも定期的に管理していく。広島市の場合は、先ほどちょっとお話の中にありましたが、樹木医さんに相談するというところもやられとると。こういったところも府中町でも今後検討しますということなので、前向きに検討していただきたいということと、それから、今回、お隣の広島市では、点検した後の記録を残していくというところもあるんじゃないかなと思っています。こういったところも重要な観点でありますので、先ほどの樹木医さんの検討も含めて、ここらもやっていただきたいと思います。

最後になりますけど、今後も引き続き適正な維持管理を行っていただくよう要望して私の質問は終わりますが、先ほど申し上げた検討事項に対しては、善処していただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、倒木のおそれのある公園内の樹木及び街路樹について、17番児玉議員の質問を終わります。

続いて、建設関係、第2項、市街化区域と市街化調整区域の区分見直しについて、10番西議員、市街化区域を調整区域に編入する逆線引きについて、6番田中議員の質問を行います。

まず、10番西議員。

○10番（西 友幸君） 皆さんこんにちは。10番西です。

質問事項は、市街化区域市街化調整区域の区分見直しについてです。

まず、府中町は10.45キロ平米しか面積がないということを考えて質問します。そして、海田、坂、熊野は土地が広く、埋めたら平地の場所もかなりできるということも考えての質問でございます。

現在、府中町でも高齢化が進んでいまして、いわゆる高齢化率がこの4月で24%、4人に1人が65歳以上ということで、今後のまちづくりを私は非常に懸念しています。このたび、質問はこうした視点からの質問です。

質問の趣旨は、広島県では平成30年の豪雨災害、府中町にも大きな被害をもたらしましたが、こうした災害への対策として、市街化区域のレッドゾーンを対象に、段階的に市街化を抑制する市街化調整区域とする取組を、逆線引きを進めるとしてあります。当町もその対象となっています。こうした将来的な土地利用のあり方については、現在、策定を進めている立地適正化計画ですね。こちらにも影響があるんじゃないかと思われませんが、この取組の関連性と進捗状況をお聞かせください。

以上よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。

逆線引きについてのお尋ねであります。今、西議員のほうからの質問と同様ということになるんですけども、西議員のような土地の取引にお強いプロの方と違って、私はそういうこともよく知らない素人ですので、逆線引きということは本当に余りなじみがなかったんです。ここ数年、ニュース等でよく見かけるようになって、新聞でも逆線引きを進めるという話がたくさん出てくるので、おやおやとこれを勉強させていただきたいなと思って質問しているわけで、そのあたりはちょっとプロの方とはちょっと違うかもしれません。

最近、目について新聞で言うと、これ2年前の7月31日の中国新聞ですけど、「山裾居住者を平地に誘導する」と、「広島県の13市町で開発を抑制する」と、こういう見出しの記事です。今年4月14日の記事だと、「市街化区域内の災害のおそれが高い土地、調整区域編入で開発制限」えらい長い見出しなんじゃけども、そういった説明がある。市街化区域内の災害のおそれが高い土地、調整区域編入で開発制限、そういう話なわけですね。

都市計画法では、これ皆さん御承知なんだと思いますけども、本来なら家を建てたりして開発をする市街化区域で、その中に危ないところの土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、崖が30度以上のレッドゾーンがあったら、市街化区域じゃけど今度は逆にそれを調整区域にしましょうというやり方なんですね。普通じゃったら、調整区域じゃったところを何とか家建てさしてやね、アパートにしたいけんねというんで、逆に市街化区域にお願いするということが多かったりするわけですが、その逆なわけなんで逆線引きというんだというのを私もだんだん分かってきたわけですけども、そういうのを広島県が進めていると。

我が広島県が全国一多い4万5,000か所の土砂災害特別警戒区域があるということは、近年これよく知られてくるようになったわけですが、その対策として、県が2021年からこの逆線引きの取組を始めたということだそうです。県全体でこの逆線引きに取り組むのは、日本では広島県が初めてということだそうです。

県の都市計画課によりますと、今回まずは先行実施です。これが県内800か所、それを500か所。これを、先ほど西議員の説明にもありましたけど、去年、地主さんへの説明とか調整が行われてると。その逆線引きしたところは2024年末か、再来年の春までに本当に線引きして都市計画審議にかけるということのようであります。

私のような素人から見ても、やっぱりこの災害の危ないところが、市街化が抑制されるそういう仕組みになるような、まあいいことじゃないかなと分かるわけでありまして、けれども同時に逆線引きでありますから、普通のアパート建てたりとか、何かやりたいという人にとっては逆のベクトルなわけですから、余りよろしくないなと考える人も多いんじゃないかと思うわけであります。

これはネットのニュースなどを見ると、北九州市では、これは政令市として逆線引きに取り組んでおるそうですけども、かなり反対意見が強くて、財産権の侵害だとかということで、議会に反対陳情が出されると、逆線引き反対と。そういう事例もあるようであります。

まちづくりはもちろん、みんなが納得して、できるだけ納得して進めていくのが言うまでもないことではありますが、同時に、逆線引きは県の方針として進めると。法的には、県の都市計画審議会が決めると。何とか協力してねというお願いは、地元の市町の職員さんが当たるという構図になっているわけであります。

ここはだから大きな方針が県で、現場は市町、なかなかこれ進めていくのは大変だろうと思うわけでありまして。ここを御苦勞を思いながら質問させていただくわけがあります。

具体的な質問としては、まず第一に、県が言うところの800から500か所、このうち府中町が何か所が対象なのかと。そのうち実際の逆線引きの了解あるいは協力が得られた、得られそうだと、それは何か所なのか。今回は調整区域と市街化区域の境目ということなので、府中で言うと清水ヶ丘、桜ヶ丘のほうから、山田・瀬戸ハイム、八幡のほうに抜けての山裾、山際みたいなところが対象地だということなんですよ。

うけど、県がやろうとしてる、先行してるその場所は何か所。そして、そのうち何か所が協力が得られ、何か所が協力を得られなかったのか。

それから2番目として、その協力が得られたり得られなかったりした理由や根拠です。どういう実情、具体的にそれぞれの状況があったのか。恐らく、個別の状況もあるだろうし、将来的な見通しを持っておられる土地所有者さんもあるだろうし、そこらが一体府中町の場合どうだったのかと。

それから3番目の質問として、今後は問題になるんだろうと思うわけですが、今回は県のいう先行実施ですからね。本実施が今から10年あるいは20年先を見通して進めていくということではありますが、その見通しはどうか。今回の先行実施の調整を図ってみたところで、ある程度見えるのかなという気もするわけですが、見通しはどうか。

そして4番目の質問としては、これは進めていくためには、今はお願いベースで協力してねという感じで土地所有者なりに説明しとるわけですが、それだけでいいのかなどうか、ある程度いろんな条件整備がひょっとして要るんじゃないか。そういうことも、町としての検討はもちろんでしょうけども、実施するのは県ですから、県のほうにも何かそういう条件整備を求めることも必要なのではないか、そういう心配をさせていただくわけでありませう。

以上、この逆線引きに関して、その内容と今後を見通して質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

10番西議員からの御質問、市街化区域と市街化調整区域の区分見直しについて及び6番田中議員からの御質問、市街化区域を調整区域に編入する逆線引きについて答弁します。

平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、国が策定した国土強靱化基本計画による防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、立地適正化計画による災害の危険性の高い区域における都市機能の移転、防災機能強化等を計画的に推進することで、市街地における災害による被害を軽減するとしています。

西議員からの1つ目の御質問、立地適正化計画と逆線引きの各取組の関連性と進捗状況について答弁します。

平成26年6月に、国は、国土強靱化計画を策定し、この計画に基づき、令和2年から令和7年の期間で、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を推進しております。この対策の一環として、立地適正化計画を策定し、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能を誘導することにより、コンパクトシティ形成に向けた取組を推進しています。

当町においては、20年後の都市の姿を展望しつつ、居住空間や都市機能の誘導によるコンパクトシティの実現に向けた取組を行い、持続可能なまちづくりを推進するため、令和4年度から府中町立地適正化計画の策定に着手しており、居住誘導区域や都市機能誘導区域などの設定について、広島県と協議を進めております。

今年度は、居住の安全確保に必要な防災・減災対策の取組を推進するための防災指針などを策定し、今年度末に完了見込みでございます。

また、平成30年7月豪雨をはじめとする度重なる豪雨災害により、甚大な被害が発生し、多くの人命・財産が失われたことを踏まえ、災害リスクの高い区域における都市的利用を抑制するとともに、災害リスクの低い区域へ居住を誘導するなど、災害に強い都市構造を形成するため、広島県では、令和3年3月に策定した広島県都市計画区域マスタープランにおいて、災害に強い都市構造の形成に向けて、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域へ編入する、いわゆる逆線引きの取組を推進することとしております。

続いて、西議員からの御質問と田中議員からの1つ目の御質問、逆線引きの府中町内の実施状況（対象箇所数、実施箇所数）について答弁します。

逆線引きの取組方針については、令和3年7月の広島県都市計画審議会を経て、広島県内の取組対象箇所約800か所、府中町内では13か所の個別の現地調査や所有者調査の依頼がございました。その後、令和4年9月から11月にかけて、土地所有者に将来計画等についての意向調査を行いました。

その結果、土地所有者の同意のあった7か所について、現在の市街化区域から市街化調整区域への変更手続に向けて、素案を作成中です。

続いて、田中議員からの2つ目の御質問、対象地の所有者の協力の有無や理由の分析について答弁します。

対象となる土地所有者への意向調査では、今後も駐車場として管理していくので建築予定はない。その他はバス転回場や公園用地・学校用地ということもあり、今後も用途は変わらないといった理由から同意するというものでございます。

一方、今回の逆線引きの対象外とした6か所の理由としては、今後、開発予定や建築予定があるなど、都市的土地利用の計画があるため見送っております。

土地所有者の意向を確認し、都市的土地利用計画がある場合は、今回の取組の対象外とするという広島県の方針が示されております。

続いて、田中議員からの3つ目の御質問、今後の実施対象、見通し、県との協力態勢について答弁します。

次回取組については、県内関係市町合同での勉強会などを開催し、今回の逆線引きの取組での課題などを整理した上で、実施対象などを検討していくこととしており、方針の整理ができ次第、広島県から報告がある予定です。

最後に、田中議員から4つ目の御質問、協力を得るための条件整備について答弁します。

逆線引きの取組に関する土地所有者への説明は、市街化区域内の災害リスクの高い区域（土砂災害特別警戒区域）を対象に、市街化調整区域への見直しを行うことで、安全な地域への居住の誘導を図るといった目的を説明し、市街化調整区域への編入について、丁寧に説明をしていく必要がございます。

素案策定後は、広島県が都市計画の手続を進めていくこととなりますが、公聴会や案の縦覧など、住民に対して意見を聞く機会が令和6年度に予定されております。

区域区分の見直しを進めていく上で、土地所有者の理解を得ることは非常に重要なことと考えております。引き続き、広島県と連携を図りながら、町民の皆様へ情報提供を行うなど、理解が得られるよう協力をしてまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 答弁ありがとうございました。

立地適正計画の考え方に、市街化区域内に居住を誘導する区域や医療、商業などの都市機能を集約する区域を定めるということでもあります。既にコンパクトな府中町でこれ以上集約するというのは、私は難しいんじゃないかと思いますが、そのあたりの

考え方、今の時点でどういうふうを考えておられるか、お聞かせください。

このままでは、私は府中町が中四国一番の町ということがなくなってくるんじゃないかと思います。あんまり規制規制とかいうのは、私はそれよりもっと道路を広くしてほしい。事故のない、救急車も入れる。そんなまちづくりが府中町には妥当じゃないかと思います。そこらをよく検討の上で返答ください。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、2回目の質問。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。ちょっと西議員の2回目とは、また質が似とるような違うようなところもありますけれども、答弁ありがとうございました。

私も同じように、逆線引きの課題について質問しておるわけですが、今回、先ほどの答弁だと、府中町では県から13か所について調査の依頼があって、結局7か所が今回は同意して、6か所は対象外と、要するに同意が得られなかったんだろなということが分かるわけでありまして、つまり今回先行実施といっている条件としてはやりやすいところの13か所でも、半数の同意があったけど半数の同意はなかったということだろうと思うわけでありまして。これは今回未利用地ということだから家も建ってない場所で、さっきも例が出ましたけどもバス転回場とか駐車場とか、そういったところで将来的にも使わないから調整区域にしてもいいよという、若干、固定資産税も安くなるのか、都市計画税も安くなるのか、そういう協力が得られたところでありまして。そうすると、今回の先行利用の次の、今から県が本当にしようとしている本格的な指定とかいうことを見越すと、これはなかなかかなり大変なプロジェクトじゃないかなと思うわけでありまして。

そこでお伺いするわけですが、先ほどの県の計画によると、最終的には県内1万か所、今回は県内で800か所で、府中が13か所だったわけですが、県の構想だと最終的には県内1万か所全てを2041年、あと20年近くかけて逆線引きして、つまり市街化調整区域にして、さらにその30年後には災害リスクの高い地域の住民がほとんどいない状態を目指すと。これはかなり高い目標だろうと思うんですが、そういうふうになっております。とすると今回、府中はその見通しからいくとどうなるのか、少し見越しながら対策を考えないといけないんじゃないかと思うわけですが。

再質問は、そもそも今回の対象は未利用地だったわけですが、府中町内のいわゆるレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域、これは何か所あって、そのうち実際今家

が建ってる、家屋があるところほどのぐらい、何か所ぐらいあるのかということ。これ将来を見越して、ちょっと府中をイメージしたいと思いますので、具体的に数字があれば教えてください。

そして再度お尋ねするんですが、今、西議員は県はなかなかそんなことをやるなやという話がありましたけど、もしやるとしたら先ほども質問しましたように、かなり条件整備が工夫が要るんじゃないかと。やるとしたらですね。そこを重ねてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 10番西議員にお聞きします。

先ほどちょっと品位に欠けるちょっと言動があったので、広島県に対する言動ですね。それを、発言を取り消されたらいかがかかと。ネットに流れたり、残りますので、どうかなと思うんですけど。

いいですかね。

○10番（西 友幸君） はい。

○議長（梶川三樹夫君） ただいま10番西議員から広島県に関する発言の取り消しの申し出がありましたので、許可をいたします。

それでは、答弁をお願いします。

建設部次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。

それでは、10番西議員、6番田中議員からの2回目の御質問について、順に答弁いたします。

それでは、西議員からの御質問、立地適正化計画に基づく居住誘導区域と都市機能誘導区域についてです。

令和4年度から策定を進めております府中町立地適正化計画は、広島県と協議の上、各区域の設定について整理を進めています。まず、居住誘導区域ですが、議員御指摘のとおり、当町はコンパクトな市街地が形成されており、地域公共交通ネットワークにより、行政施設や大規模商業施設などへのアクセスが容易となっています。将来においても、市街化区域の人口密度を維持できる見通しであることから、現行の市街化区域を居住誘導区域としますが、都市再生特別措置法施行令第30条に基づき、災害レッドゾーンは区域に含めることができないため除外します。また、用途地域が工業地域である新地地区につきましても、除外する方針としております。他の自治体の居

住誘導区域の設定と比較しますと、当町は市街化区域における居住誘導区域の割合は90%を超える計画であり、全国的に見ても非常に高い割合となっております。

次に、都市機能誘導区域ですが、設定に当たっては、国土交通省の都市計画運用指針や立地適正化計画作成の手引きを基に、府中町第4次総合計画、そして都市計画マスタープランなどの上位関連計画における拠点形成の考え方などから設定することとしております。

都市計画マスタープランでは、住民の日常生活や産業活動などの中心となる地区を拠点として設定していることを踏まえ、役場周辺を中心拠点、向洋駅周辺を地域拠点とすることとしております。

中心拠点である役場周辺は、役場や金融機関などの公的施設が立地しているほか、大規模商業施設が立地し、町内外問わず、多くの人が行き交う行政商業機能の中心地となっております。

また、大規模商業施設とその周辺は交通アクセス性に優れた交通結節点となっております。

また、地域拠点であるJR向洋駅周辺は、重要な交通結節点となっているほか、広島市東部地区連続立体交差事業に合わせ、向洋駅周辺土地区画整理事業を進めており、町の玄関口としてふさわしい良好な都市形成を図っていきたいと考えています。

あわせて、道路事業、補助街路事業、狭あい道路事業を今進めておりますが、防災強靱化に向けた取組を今後もしっかりと行ってまいりたいと考えております。

続けて、6番田中議員からの質問について答弁いたします。

町内のレッド区域の指定状況についてです。

町内では、土砂災害特別区域、通称レッドゾーン、土砂災害計画警戒区域、これは通称イエローゾーンと呼びますが、それが全てで85か所指定されております。内訳は、土石流によるものが28か所、このうちレッド・イエローを含むものが25か所、イエローのみの区域が3か所、急傾斜地の崩壊は57か所、レッドを含むものが51か所、イエローのみが6か所です。なお、令和3年の広島県の資料では、このレッド区域に込まれる家屋の数は、参考値として340でした。

続いて、条件整備ということでしたけれども、条件整備としては、町としては、今現在、急傾斜地崩壊対策事業を進めている状況です。

この急傾斜地崩壊対策事業、まず概要について説明いたしますと、土砂災害特別区

域に対する事業として、この事業がありますが、町では平成19年度から事業着手を行っており、これまで9件の実績があります。また、同事業においても、広島県が施行する大規模なものにつきましては2件あって、現在では11件の事業実績がございます。

この事業につきましても、今後も広島県と連携を保って、住民対応等も行っていきたいと考えている状況です。こういう事業を進めながら、他の住宅関係の事業もごさいますが、そこら辺を総括的に行って、30年先に住みやすいまちになっていくよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 今の答弁すごくよかったですね、本当。

町の総合計画でも、将来にわたって拠点地域として役場周りの中心地とか現状建物建てておられる方の不満もあるかと思いますが、向洋駅周辺拠点地域が定められています。

私も、府中町においては都市機能を集約する拠点といたら、この地域にやはりなるんじゃないかと思います。さらに、私、府中町は近商で200のところがあります。道路沿いですね。広い。そこ奥行き50メートルですかね。ちょっと25メートルか50メートルかは忘れましたが、そこは容積は近商でも200ですよ。200といたら住居地域と変わらないわけですよ。一番便利のいいところは200で、ほっておかれているということにちょっと疑問を抱いております。ここを何とかしていただきたいと思っております。

こうした地域を集約していきながら、人口を維持して、活力ある府中町にしていこうと思ったら、やはりこうした場所の用途地域の見直しですよ。高度利用ができるような容積率の見直しといった考え方が必須だと私は考えています。

計画策定やその後のまちづくりを進めるに当たっては、ぜひそういう考えも念頭に置いて進めていただければ。以上を改めて強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） ありがとうございます。

限られた府中町ですけども、やはりレッドのゾーンはありますし、今言ったように

そこに家屋もかなり建っている。今回の県の逆線引きも一つの手ではありましようけれども、なかなか難しいところもあるだろうし、これを一定の条件整備を進めるのに、先ほどの答弁にもございましたように、線引きそのものの後押しというよりは、レッドゾーンそのものを対策していく急傾斜地崩壊対策事業、これも進めているんだと。それももちろん一つの手だろうと思います。ほかの補助事業も、本当に危険な地域からの移転補償の制度もあると伺っております。そういうところも組み合わせて、最終的にはやはり安全安心なまちづくり、高度利用になるかどうかは、これは西議員のお考えですが、私はそこの高度利用のところはとりあえず置いて、危険なところをなくすという観点からは、いろんなこの逆線引きの制度はかなりなかなか難しいけれども、ほかの制度も組み合わせて、いろいろ工夫が要るということがよく分かりましたので、そこをさらに工夫いただきたいと思うわけであります。

質問ではありませんけれども、そういう中で今の条件整備の例えば急傾斜地事業、あるいは危険地からの家屋移転については、国・県の制度があるわけですが、これに上乘せして補償するような制度を持つ自治体も、県内には東広島市のような例もあると伺っております。府中は、もちろん独自に財政的に上乘せというのは難しいかもしれませんが、この逆線引きを一つの契機として、県やほかの市町と研究会を作って、慎重に進めておられるということなので、ぜひそこらあたりで情報交換したり、住民の立場に立って動きやすい、住みやすい、動きやすいというのは移転なりですね、利用しやすい、あるいは危ないところをそもそも危なくなくなるような急傾斜地崩壊とか、そういうのを組み合わせるということをさらに御研究いただくべきだろうなということも私も理解したところであります。

以上、そういう点をよく県等も御研究なさるということを再度確認いたしまして、私の3番目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、市街化区域と市街化調整区域の区分見直しについて、10番西議員、市街化区域を調整区域に編入する逆線引きについて、6番田中議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） では、ここで少し早いですが、昼休憩としたいと思います。

再開は13時からといたします。休憩。

（休憩 午前11時48分）

(再開 午後 1時00分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、建設関係、第3項、デマンドタクシーの本運行後の利用状況について、2番宮本議員の質問を行います。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。昼からの一番よろしくお願ひいたします。

質問事項ですけれども、デマンドタクシーの本運行後の利用状況について、御質問をいたします。

府中町デマンドタクシーは、タクシーが持つドアツードアによる送迎の利便性、定期バスが持つ乗り合いによる低価格という特性を上手にミックスさせ、運行主体を府中町とし、令和3年8月より車両をジャンボタクシー（定員10名）というスケールで試験運行が始まりました。日曜・祝日は利用者が少なく、1日に2人ということで運休になり、1便当たりの平均乗車数も約2名にとどまり、共通乗降場所のうち、みくまり3丁目バス停は5か月間利用者がいないということで、本町5丁目バス停に名前が変更になり、運行主体をタクシー事業者として、車両を普通タクシー（定員5名）へ変更し、通常運賃は片道150円を200円とするなど、令和4年8月から運行計画を変更した上、令和4年10月から本運行に移行いたしました。

以上を踏まえ、本運行8か月間での現在の利用状況をお伺ひいたします。

1番、交通弱者（高齢者・障害者・子ども等）の利用者数。2番目として、運行収支と収支率。3番目として、今後の取り組み方。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 2番宮本議員からの御質問、デマンドタクシー本運行後の利用状況について、答弁いたします。

町では、便利で持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、誰もがお出かけしやすい公共交通を基本目標として、平成30年2月に、府中町公共交通協議会を発足し、令和元年11月には、府中町公共交通網形成計画を策定いたしました。

同計画では、路線バスやつばきバスの利用が困難な清水ヶ丘・桜ヶ丘地域を公共交通不便地域として指定し、その公共交通不便地域の解消に向け、新たな地域公共交通の導入について、国との協議を進めてまいりました。

議員御指摘のとおり、令和3年8月から、デマンドタクシーの試験運行を開始し、地域住民へのアンケートや利用実態を踏まえ、令和4年10月からデマンドタクシーは本運行へ移行いたしました。

現在は、うぐいす号の愛称で地域の方に親しまれ、毎月平均350人の方に御利用いただいております。

1つ目の御質問、交通弱者別の利用者数について答弁いたします。

令和4年8月から令和5年3月末までの8か月間の延べ利用者数は2,619人で、そのうち男性は約2割の514人、約8割の2,105人が女性の方の利用でありました。また、利用者の約9割の2,357人は70歳以上の方で、小学生以下の子どもの利用については、毎月平均6人の利用となっております。また、約2割の500人が障害のある方の利用でした。令和4年8月からは、乗り降りのしやすい5人乗りのタクシーに変更したことに伴い、足の不自由な方や高齢者の方の利用が増えているところであります。

2つ目の質問、運行収支と収支率について答弁します。

令和4年8月から令和5年3月末までの8か月間の収入が約47万円、経費が約390万円で、収支率は約12.1%となっております。令和5年度以降は、国からの国庫補助金の採択事業となる予定で、収支率は改善していく見込みであります。

3つ目の質問、今後の取組方について答弁します。

清水ヶ丘・桜ヶ丘の町内会の皆様からは、うぐいす号を団地でよく見かける、利用者とドライバーが顔なじみになり、安心して利用できるようになった、地域の足となっているという声を伺っております。

また、町内会の集まりの場では、町内会長から積極的にタクシーを利用することが運営の継続につながるという話を度々されていると伺っております。

今後も、町内会などと連携を図りながら、うぐいす号のサービスの向上と利用増進を図ってまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。

2 回目の質問ですけれども、令和 4 年 5 月 24 日に開催された全員協議会の資料によれば、令和 3 年 8 月から令和 4 年 7 月までの月平均の利用者数が 233 人の見込みということでしたが、答弁によると、令和 4 年 8 月から令和 5 年 3 月においては、月平均の利用者数が 327 人と増え、収支率も 5% から 12.1% と改善されたのも、両町内会との連携が功を奏しているのではないかとと思われます。

府中町でデマンドタクシーが導入された背景には、少子高齢化が進み、最寄りのバス停まで移動して、在来バスやつばきバスを利用できないような高齢者が増えてきたためと思います。その結果、在来バスやつばきバスの利用者が減少し、事業者も経営難に陥り、徐々に廃止する路線が増えるかもしれません。廃止については、公共交通として位置づけられていませんが、今年 9 月末で、高齢者福祉支援のため、府中町福祉協議会が運営する「いくでえ」が経費増による経営難等の理由で廃止するという動きがあります。

高齢者は、在来のバス停まで移動が困難なため、いつまでも免許返納できず、乗用車に乗って事故を起こすリスクが高まっています。その負のスパイラルを払拭するためと、高齢者の経済活動を活性化させるためにも、デマンドタクシーは非常に有効な公共交通手段だと考えます。

府中町デマンドタクシー、うぐいす号のよいところは、予約が入れば予約者の自宅へ赴くということで、路線バスと違い無駄のないところです。

現在利用されている交通弱者の方の不安を代弁する形で、今年 1 月 30 日に御衣尾・城ヶ丘の両町内会長が、うぐいす号を御衣尾・城ヶ丘地区にも導入してほしい旨の要望書を町長に提出されました。

公共交通という位置づけで運行しているうぐいす号の運行範囲を御衣尾・城ヶ丘地区に拡大できるかどうか、考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長でございます。

2 番宮本議員からの 2 回目の御質問、デマンドタクシーの運行を、御衣尾・地区城ヶ丘地区への区域拡大についてできないかということに対して答弁いたします。

先ほど建設部長が答弁したとおり、デマンドタクシーの運行は公共交通不便地域を対象としています。公共交通不便地域は、国土交通省の地域公共交通づくりハンドブックなどを基にして、バス停からの距離や高低差などから、府中町公共交通協議会において議論し、設定されたものです。また、町では安定した地域公共交通の運営を図るために、デマンドタクシーの運行については、運輸局が所管する国庫補助金を活用しております。

運輸局と協議した結果、つばきバスや路線バスのネットワークの状況や補助要件などから、運輸局の補助金を受けられる地域は、町内では清水ヶ丘・桜ヶ丘地区のみであるとの回答でございました。

以上のことから、公共交通協議会では、地域公共交通としてデマンドタクシーの御衣尾地区城ヶ丘地区も含め、他の地域への運行区域拡大については、現状では難しいと判断しております。

ただし、議員御指摘のとおり、路線バスなど地域公共交通路線の廃止や減便など、地域公共交通を取り巻く社会情勢の変化がございましたら、その都度、府中町公共交通協議会の場で議論・協議し、デマンドタクシーの導入も含め、町の地域公共交通の見直しについて、検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございます。

3番目の質問というか、要望になるんですけども。デマンドタクシーの運行に当たっては、地域公共交通として、公共交通協議会で議論し、運輸局と協議を重ねた上で、不便地域に指定されている清水ヶ丘、桜ヶ丘以外の区域について、運行区域を拡大することは難しいという回答でした。

今、全国に視野を広げますと、路線バス事業者の経営難や路線廃止の進む中、ドアツードアで高齢者にとってとても優しく、安価なデマンドタクシーの運行は福祉施策として拡大をしております。

高齢者がどんどん外出ししていくことにより地域が活性化し、町全体が元気で活力にあふれていくのではないのでしょうか。

みくまり3丁目や城ヶ丘地区において、老人独り住まいでデマンドタクシーを必要

としている方々は各地で二、三人です。特に、みくまり3丁目に住まわれる方は、以前の共通乗降場所であるみくまり3丁目のバス停から車で30秒もかからないところに住まわれています。なぜ、その94歳の高齢者の方を府中町として救えないのか、とても残念に思っております。

町の公共交通計画では、広島で一番お出かけしやすいまち、住んでよかった、住んでみたいまちづくりを基本方針とされています。高齢者・障害者など交通弱者のためにも、公共交通のあり方について検討いただくとともに、今日は町長がおられないのでとても残念ですが、公共交通として対応できないのであれば、福祉施策として、社協運営のいくでえが廃止される9月末以降、対応していただくことを要望して質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第3項、デマンドタクシーの本運行後の利用状況について、2番宮本議員の質問を終わります。

続いて、建設関係、第4項、空城山アスレチック遊具の早期復旧を（公園整備計画について）、11番寺尾議員の質問を行います。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 一般質問、最後になりました。いましばらくお付き合いをいただきたいと思います。

質問事項は、空城山公園アスレチック遊具の早期復旧を（公園整備計画について）ということの質問でございます。

ここ数年のコロナ禍などの影響もありまして、アウトドア、屋外での運動、レクリエーションに対する住民の関心が高まっております。町では、市街化区域内の公園や児童遊園の複合遊具などを計画的に更新されております。新しい遊具は、子どもたちに大変人気となっております。平日の夕方や土日には、子ども同士や親子連れで多くの方が訪れ、楽しまれているという実態があります。

昨年度、令和4年度は、えの宮公園と石井城公園、大樋ノ口の公園に、新しい複合遊具が設置されております。子どもたちの声があふれております。この3つの公園を回っている小学生もいて、3つの公園の複合遊具は配置などちょっとは違いがありますが、基本同じ複合遊具ですので、それらから小学生は、それぞれが違う形の遊具だったらもっとよかったのになというような声も聞きました。子どもたちは新しい遊具があるという情報をしっかり得て、その公園をしっかり回っています。こういった大

変活発な状況もあります。こうした声は、今後の整備の参考ということにさせていただければと思います。

空城山公園でも、3年前だったとも思いますが、芝生の広場に大型複合遊具が新設されております。近郊を含め、多くの来場者があり、現在でもその人気は続いております。臨時駐車場も開設をされております。空城山公園は開設後約40年がたちまして、市街地内の緑多い家族で楽しめる公園として広く認識されているものと思います。インターネットの子育てサイトなどでも広く紹介をされている公園でもあります。

町では、このように公園の再整備を計画的に進められており、地域住民から目に見える仕事の一つだと評価の声をいただいております。また、さらに今後はどんな整備がされるかという声も聞かれております。

昨年12月と今年の3月の議会で、他の議員の方から公園に関する一般質問がなされておりますが、それらも踏まえまして、これまでの町内部での検討状況や公園の整備方針計画について、重ねて質問をさせていただきたいと思っております。

特に、昨年度の予算に設計等の費用が計上され、アンケート調査や再整備計画が作成された公園は、今年度には工事着手されると思っておりましたが、予算計上がなく、先送りとなっております。期待していたという反面、大変残念だと思っております。その経過や今後の具体的な整備計画を中心に、まず次の2点を質問したいと思います。

まず1点目として、昨年度予算に計上されておりました空城山公園再整備計画委託料、予算は591万8,000円でした。それと、(仮称)鶴江公園設計委託料、予算が600万円の具体的な成果・内容を教えていただきたいと思います。空城山公園の利用者アンケートも行ったということなので、その内容もお知らせください。また、具体的な工事の整備時期をお知らせをいただきたいと思います。

2点目として、空城山公園のアスレチック遊具の一部は、長年、使用禁止の状態が続いております。12月の一般質問の答弁で、遊具14か所中、撤去が2か所、使用禁止が2か所ということでしたが、その後、使用禁止の遊具が1か所、つり橋だったと思うんですけど、1か所使用禁止の遊具が増えているのではないかと思います。現在のところ、利用可能は9基というのが現状だと思っております。また、アスレチック遊具がある場所、周辺の地面は雨水なんかでさらされて、でこぼこで非常に危険な状態だと思いますが、アスレチック遊具を含め、この周辺の整備復旧はいつになりますか。

以上、2点についてお伺いをいたします。答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

1 1番寺尾議員からの御質問、空城山公園、愛称でいいますと、チェリーゴード空城パーク、アスレチック遊具の早期復旧を（公園再整備について）答弁いたします。

公園は、様々な利用者のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、環境の保全、災害時などの拠点として、また、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有し、地域における根幹的な役割を担うものでございます。

昭和31年に、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とし、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定める都市公園法が制定されました。

多くの公園で施設の老朽化が進み、限られた予算で、計画的な維持管理が求められる中、平成24年に、国は、公園施設長寿命化計画策定指針を策定いたしました。

町では、主に昭和40年代から50年代にかけて公園が整備され、現在、町内には公園は55か所ございます。その内訳は、チェリーゴード空城パークを含む都市公園が13か所、地域の公園が41か所、平成10年には「住民が森林に親しみ、憩い、自然を観察し、森林に対する理解を深め、あわせて健全な保健休養に資する」ことを目的として、水分峡森林公園を整備いたしております。

公園整備から30年以上が経過し、公園施設の老朽化が進む中、公園施設の計画的な維持管理を行うため、令和4年3月に府中町では、府中町公園施設長寿命化計画を策定いたしております。

現在、町内の公園では、この計画に基づき、安心安全に利用していただけるよう、施設の更新等に取り組んでいるところでございます。

1つ目の御質問のうち、まず（仮称）鶴江公園設計委託について答弁いたします。

（仮称）鶴江公園は、広島県が管理する府中大川河川敷に整備を計画しております。当該河川敷は、平成30年豪雨災害に伴い、広島県の災害復旧工事の拠点として使用されてきましたが、工事が完了したことから、公共空地を公園として活用するため、広島県と協議を進めているものです。

令和4年度は、公園設置後の地盤沈下などによる事故を未然に防止するため、空洞

調査を行いました。結果としては空洞はなく、安全に公園を整備できる河川敷であることが確認できております。令和5年度は、主に当該公園の利用が想定される地域の方々の御意見・御要望をお聞きしながら、広島県と設置可能な施設について協議を進め、図面までを作成する予定で、令和6年度から工事着手する予定でございます。

次に、チェリーゴード空城パークの再整備計画の内容について答弁いたします。

チェリーゴード空城パークは、現在、開園後40年近くが経過し、施設の多くは老朽化により安全性が低下している状況にあり、長寿命化や更新を行うことで、安心・安全で魅力ある公園として計画したいと考えております。

令和4年度は、議員御指摘のとおり、利用者ニーズを把握するためアンケート調査を実施いたしました。

利用者アンケートは、5,000通のうち、郵送による配布は4,000通、公園現地での手渡し配布は1,000通で、2,317通の回答をいただいております。

内容については、各施設の問題点についての質問に対し、「施設が古い、施設が壊れている」など施設を利用する上での安全面の不安や危険についての意見が、全体の8,891件のうち、5,399件の61%を占めておりました。

安全面の問題点についての意見で、特に多かった施設は、駐車場とアスレチックでございました。具体的な意見としては、「駐車場の出入口で、人と車が交差するため危険」、「駐車場での車同士のスペースが狭い」などの意見が挙げられ、アスレチックでは、「施設が古い、施設が壊れている」、「地面に木の根や石があり、落ちたら危険とを感じる」など意見がございました。

また、整備してほしい施設についての質問に対しては、駐車場に関する意見が最も多く233件、具体的には、「車同士のスペースが狭いので広くしてほしい」、「駐車台数を増やしてほしい」などの意見がございました。

次いで、アスレチックに関する意見が多く、具体的には、「老朽化しており危険を感じるため、新しくしてほしい」などの意見がございました。

アンケート結果では、主に駐車場とアスレチックにおいて、安全面での不安や危険を感じ整備を求める意見が多く、この結果を計画に反映し、安心・安全な公園整備を行ってまいりたいと考えております。

2つ目の御質問、チェリーゴード空城パークにおけるアスレチック遊具の再整備について答弁いたします。

チェリーゴード空城パークのアスレチックは、昭和59年の公園利用開始時に整備され、開園時には19基ございました。

経年による木材の腐食や地面の浸食等により安全性が低下しており、7基については既に撤去しております。残りの12基のうち、安全性の低下により利用中止としていた松山登り、壁歩きの2基に加えて、今年5月には金具欠損のため、つり橋についても利用中止とし、現在、計3基を利用中止にしております。

そのため、現在利用可能なアスレチックは9基となりますが、多くのアスレチックで木材の腐食や地面の浸食等が進んでいる状況にあります。

先ほど申し上げたとおり、アンケート調査の結果からも、アスレチックに安全面での危険や不安を感じている利用者が多く、再整備を求める声も多くございました。

しかし、現在の遊具の安全基準では、傾斜により地表面が侵食されやすい地形であること、遊具と植樹など障害物の安全スペース確保などができないことから、現在の位置でのアスレチックの再整備を行うことは難しいと考えております。

そのため、安全基準を満たした上で、設置可能なスペースに代替施設を設置することを含め、検討を進めているところです。

今年度は、関係団体等と引き続き協議・調整を行い、令和6年度からの工事着手に向け進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。答弁ありがとうございました。

最初に、（仮称）鶴江公園のことですが、この場所は、以前、平成30年災害の復旧工事の拠点で、その前は町営住宅の鶴江住宅があったところになると思います。サンリブ府中の東側の新石井尻橋の上流部の府中大川の左岸の河川敷に当たると理解しております。現地に行ってみますと、町道大須・上岡田線から府中大川沿いにかかなり広い土地で、雑草が茂る空き地となっております。上流部の鶴江ふれあい広場まで見渡せる空間となっております。昨年度、設計予算が計上されておりますので、今年度は整備にかかるのかと思っておりましたが、昨年度は空洞調査を行ったのみで、今年度、地域の方や、広島県と協議して図面を作成し、来年の令和6年度から工事をするという計画だとのことでございます。

この（仮称）鶴江公園の整備計画は、令和3年2月に策定されました後期実施計画に計上されていますが、その公園の概要の説明は当時もなかったと思います。公園を整備することとなった経緯や今後の計画について理解が進むよう、もう少し詳しくお答えをいただきたいと思います。公園の規模、面積などはどの程度でございますか。公園の敷地には、鶴江のふれあい広場が含まれることとなるのでしょうか。また、公園の位置づけは都市公園としての街区公園となるのか、また、都市公園としての国庫補助金などを得て整備が検討されているのか、お答えをいただきたいと思います。

府中町緑の基本計画には、府中大川沿いの緑道が計画され、緑化、緑のネットワークの形成が示されております。当該地を含めた府中大川周辺には、公共空間、公園、公共施設などが整備されており、一体的な整備の考え方が必要だと思いますが、緑のネットワークの形成となるような計画になっているか、お答えをいただきたいと思います。計画の概要について、もう少し詳しくお答えをいただきたいと思います。

次に、空城山公園の再整備の計画でございますが、昨年度は利用者のアンケートを行い、駐車場とアスレチックについて、安全面での不安や危険を感じ、整備を求める意見が多かったということでございます。

2点目の質問、アスレチック遊具に関しましては、現在の遊具の安全基準では、地形や安全スペース確保の観点から、現地でのアスレチックの再整備は難しいので、ほかの場所に代替施設を設置することを含め検討を進め、今年度は関係機関等と引き続き協議調整を行い、令和6年度から工事着手するという答弁でございました。

駐車場のスペースの話ですが、これが不足しているという話は随分以前からありまして、過去に駐車場の拡張を行った事実もありますが、やはりこれでも満車となると聞いております。日焼山広場のほうを臨時駐車場として開放されているということですが、場所的に少し遠い場所になりますし、高さもあるということで、なかなか利用が進んでいないのではないのでしょうか。私自身、駐車場に関してはなかなかいいアイデアは持ち合わせておりませんが、今回の再整備計画において、駐車場に関してどのような策を検討されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

アスレチック遊具の維持管理は、これまで点検・保守と撤去が基本で、新設は行っていないということで、当初19基あったということですが、今は9基になっているとのことでございます。今後は、安全基準面で現状復旧できないということで、ほかの場所に代替施設ということでしたが、具体的にはどのような遊具をどの場所に設置

されようとしているのか、聞かせていただきたいと思います。

また、現在のアスレチックのある場所についてはどのようになるのか、検討の内容をお知らせいただきたいと思います。現在あるアスレチックの遊具は、書いてあるのが10歳から12歳用で小学校高学年用、9歳以下は成人が付き添いましょうという注意書きが書いてあります。このアスレチックは、中高生や大人が利用しても結構楽しい遊具だと思います。屋外遊具で小学校の高学年から中高生、そして大人も楽しく利用できるというものは、この公園にぜひ欲しいものだと思います。代替施設もみんなで楽しめるものを、ぜひ検討していただきたいと思います。

さらに、駐車場やアスレチック遊具以外にも、要望や課題があるのではないかと考えております。昨年12月の議会では、齋藤議員のほうから、あずまやの増設、日よけの設備ですね、その増設と、それと公園トイレの洋式化の増設が提案されておりました。私も、それらの増設や整備が必要だと思います。また、子ども用のトイレというのも必要ではないかと考えております。

また加えて、ぜひ検討いただきたいというのが、クラブハウスの有効利用をお願いしたいということです。管理人室がある駐車場入り口にある建物のことで、2階には会議室や更衣室もあったと思います。私の認識不足であるかもしれませんが、従前よりこの建物の有効利用がなかなかできていないのではないかと感じております。ジョギングする方へのシャワーや更衣室利用、飲食施設、休憩施設など、ぜひみんなで使えるものに、一般開放、一般の方が利用できる施設となるように検討していただければというふうに思います。

質問ですが、このクラブハウスの現状の利用状況についてお答えください。実際、現在どのように利用されているのでしょうか。クラブハウスで着替えや荷物などを置いてジョギングなどをすることはできるようになっているのかということです。土曜、日曜、祝日など多くの方が訪れている施設でございます。飲み物の自販機は設置はされておりますが、軽食、それとか飲み物を取って、休憩する空調が効いたスペースも必要ではないかと思っております。クラブハウスの有効活用をぜひ検討いただきたい、お願いをいたします。

それと、あと現地で気づいたことなんですが、公園駐車場の入り口付近に、公園利用についてという看板と府中町イラストマップの看板がありますが、公園利用の看板については文字が読めない状況、また、イラストマップは昭和62年作成で内容がか

なり古く、廃止された施設などがまだそのままとなっております。適切な維持管理、アップデートが必要なのではないでしょうか。現状のまま放置しておくのはどうかと思います。お考えがあればお聞かせをください。

先ほどの答弁では、アスレチック施設については、代替施設検討を含め、今年度は関係団体と引き続き協議・調整を行い、令和6年度から工事ということでございました。空城山公園は、乳幼児、小中学生、ファミリー層、成人層、シルバー層など、幅広い人に親しまれている公園で、皆さんの関心が非常に高い公園でございます。今回の再整備について、しっかりその内容を示して、理解と協力を得て進めることが大切だと思います。アンケートだけではなく、整備内容やスケジュールなどを事前に広く公表することは考えておられますか。

以上、ちょっとたくさん言いましたけど再質問をさせていただきました。御回答のほどよろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。

1 1番寺尾議員からの2回目の御質問に答弁いたします。

まず（仮称）鶴江公園の詳細についてでございますが、本公園は第3次総合計画において、中心拠点ゾーン内に位置づけられており、目指すべき方向性は、府中大川の水辺空間を活用し、遊歩道や緑化などにより潤いのある都市空間づくりを進めるとされ、第4次総合計画でも、その目標は継承されています。

その目標達成のため、平成29年の町営鶴江住宅の用途廃止後、平成30年豪雨に伴う、広島県の災害復旧拠点としての使用完了を待って、このたび広島県と占用協議が整ったため、公園を計画するものでございます。

議員御指摘の設置する公園の位置づけについてですが、鶴江ふれあい広場をちょうど大須・上岡田線に接するところまで拡張するもので、現広場と一体的な利用を予定しております。面積は0.2ヘクタールであり、都市公園の面積要件である0.25ヘクタールに満たないことから、地域の公園として整備管理を行います。

整備費用について、地域の生活環境の向上に資する公園整備として、国の社会資本整備総合交付金にメニューはございますが、面積要件が2ヘクタール以上となっております。本公園の整備面積は0.2ヘクタールとなっております。補助対象事業に該当い

たしません。

次に、チェリーゴード空城パークの駐車場については、議員御指摘のとおり、定期利用団体の利用が多い平日の午前中や休日などは時間帯によって満車になることも多く、また令和4年度に実施したアンケートでは、駐車台数を増やしてほしい、車同士のスペースが狭いといった回答をいただいております。混雑時や団体利用いただく際については、チェリーゴード空城パークまで距離高低差もございますが、日焼山広場を臨時駐車場として開放しているところでございます。

現在、チェリーゴード空城パークの駐車可能台数は64台であり、駐車区間の幅は2.25メートルと、現在の国の指針で示している普通自動車に必要な2.5メートルを満たしておりません。そのため、多目的広場の一部を駐車場にすることも検討いたしましたましたが、多目的広場を縮小することで、各種スポーツの実施が困難となることから、今のところ縮小については考えておりません。

現在、駐車場内の植樹柵や遊歩道のレイアウトを変更し、駐車台数を増やし、また、車同士のスペースを確保する案を数案作成しており、今後は概算費用などを比較しながら、駐車場のレイアウトを決定し、令和6年度に工事着手できるよう調整を進めてまいります。

続いて、チェリーゴード空城パーク内のアスレチック遊具の代替施設についての御質問についてですが、建設部長の答弁のとおり、安全スペース確保などが難しいことから、現位置にアスレチックを整備することは難しいと考えています。

アスレチックの代替施設としては、プレイゾーンなどのほかの空地部に配置することを想定し、アンケート結果を踏まえて、プロポーザル方式により事業者から提案を募る予定としております。また、現在のアスレチックがある箇所に沿って歩道がありますが、自然と触れ合いながらウォーキングを行うコースとして活用されており、今後もこれを継承していきたいと考えております。

なお、園内を周回する遊歩道では、健康づくりでウォーキングやジョギングされる方が多くいらっしゃいます。健康づくりを行う方に気軽に、筋力トレーニングやストレッチに親しんでいただけるよう、これにつきましてもプロポーザル方式により事業者から提案を募りたいと考えております。

次に、あずまややトイレの洋式化、子ども用トイレの設置についてでございますが、現在チェリーゴード空城パークには、あずまやが1つ、シェルターが4つ設置されて

おります。トイレ2か所の内訳としては、便器10基のうち、洋式トイレは6基設置されております。また、子ども用トイレとしては、管理棟附属の多目的トイレに子ども用補助便座を備えております。その他、小さなお子様向けに、プレイゾーンにある多目的トイレには、オムツ交換台やベビーチェアを備えております。

議員御指摘の子ども用トイレは、近年、公園や観光地、商業施設などで設置が増えている子ども専用のトイレ、キッズトイレを指されているのだと思いますが、ユニバーサルデザインの観点からも、トイレを再整備する際には、利用者ニーズに沿ったトイレを整備してまいりたいと考えております。

先ほど申し上げたとおり、チェリーゴード空城パークは、現在、施設の多くが老朽化しており、安全性が低下している状況にあり、長寿命化や更新を行うことで、安心安全で魅力ある公園とすることが必要です。また、アンケート結果においても、安全面での回答が多くございました。そのため、今後、長寿命化計画により休養施設などの更新を行う際には、議員の意見についても参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、チェリーゴード空城パーク内にあるクラブハウスの有効活用についてですが、公園管理棟は昭和60年に建設され、1階は管理人事務室、倉庫、トイレがあり、2階はミーティングルーム、男女更衣室などで構成されています。

ミーティングルームについては、午前7時から午後9時までの間で貸し出しております。利用の際は、事前にくすのきプラザの社会体育施設受付で申請し、許可を受ける必要がございます。ミーティングルームの利用状況は、緑ヶ丘中学校サッカー部や陸上競技の定期活動団体が定期的に利用しているほか、多目的グラウンドでの様々な大会開催時に利用されております。

なお、更衣室については、管理人に利用の申し出を行うことで利用できます。

議員御指摘の公園利用者などへの一般開放につきましては、本施設の利用実態などを踏まえ、休養施設等を更新する際などに検討してまいりたいと思います。

次に、園内にある公園利用について、府中町イラストマップの両看板についてです。駐車場入り口付近の公園利用についての看板については、都市公園条例の許可事項と禁止事項を記したものです。議員御指摘のとおり、この看板は老朽化しており、文字が読めない、または読みにくい箇所がございます。今回の再整備に合わせ一旦撤去し、ほかの都市公園の看板と整合を図りながら、新たな設置場所も含め、検討してまいり

たいと考えております。

また、府中町イラストマップについては、府中町商工会青年部から寄贈されたものですが、マップと現状の相違が大きいことから、商工会青年部にお話させていただき、今回の再整備に合わせ撤去したいと考えております。

最後に、今後の計画内容等の公表についてですが、アンケートについては取りまとめ次第、公表します。また、整備内容やスケジュールについては、プロポーザル方式で事業者から提案を受ける予定のため、提案事業者の決定次第、提案図面やスケジュール等を公開したいと考えております。

私からの2回目の答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問はございますか。

寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） すみません、細かく指摘したことに答えていただきましてありがとうございました。

先に、空城山公園の再整備計画について触れますが、人気のある公園でみんなが目している公園でございます。プロポーザルも行われるということですが、英知を集めて再整備を進めていただきたいと思いますと思っております。

クラブハウスの改修ですが、これはぜひ今後検討いただきたいと思います。建物内のトイレは暗くて老朽化しております。2階へは一般の方がちょっと入りやすい施設にはなっていないと思っております。プロポーザル方式により、民間からの提案を受けるとのことなので、ぜひできれば民間の知恵とかアイデアというのを募ってもいいのではないかと思います。検討いただきたいと思います。

今年度、プロポーザル方式で提案を募るということですが、どの部分の提案を募るということになっているかということです。遊具の更新に絞って行うのか、それとも公園全体に提案を募るのか、そういうプロポーザルの内容、仕様書の内容など、分かる範囲内でお答えをいただきたいと思います。

また、提案内容の評価ですね、決定はどのように行われるのかということでございます。利用者の代表の方など外部の方を含めた評価委員会などを設置される考えはあるのでしょうか。プロポーザルの方式の内容と事業者決定の手順についてお伺いをいたします。ぜひ、公開で進めていただければというふうに思っております。これは要望いたします。

アスレチックの遊具の代替の施設整備は、令和6年度からの工事着手ということでございます。現状の施設の維持管理・安全管理を引き続き適正に進めていただくとともに、利用上の注意喚起や今後の整備計画などの周知を図っていただきたいと思っております。お願いいたします。

また、整備計画策定や設計を実施する場合、次の段階として、早期の事業実施・着手が期待されておりますので、計画の概要やスケジュールなどの情報を早い段階で公表いただきますようお願いをいたします。

なお、看板につきましては、これまで長い間放置されたということでございます。管理者として細心の注意、利用者の視点で、先送りをせず取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

次に、（仮称）鶴江公園ですが、規模は、鶴江のふれあい広場を含む約0.2ヘクタールで、総合計画の目標を受けて、府中大川の河川空間を活用し、一体的整備、緑化などにより、潤いのある都市空間づくりを進めるという御答弁でした。

現在、検討されております府中町第二次環境基本計画改定案の中に、ちょっと見つけたんですけど、質の高い都市環境の創造という項目において、榎川や府中大川沿いの空間を有効に利用し、市街地内の緑化を推進するというふうに示されております。さらに、府中町の緑化の推進のための指針であります府中町緑の基本計画においても、緑の配置計画として、河川堤防上の歩行空間の整備などによる緑のネットワークの形成が計画されております。こうした河川沿いの空間は、府中町の都市景観、居住環境の向上、そして防災面からも大切に貴重なところと思います。ネットワーク、つながりを重視した整備をぜひ検討していただきたいと思っております。

実際に、府中大川の沿線は左右両岸ともに、下は茂陰の第2児童遊園から本町緑地、そして商工センター、大須の第2公園、北交流センター、鶴江の児童センター、その先にはオレンジサロンの農園、そして、去年整備された鶴江2丁目の広場というふうに、下流から上流部まで公共空地、公園、公共施設が続いております。府中町の緑の骨格となる部分だと思いますので、緑の豊かな潤いのある都市空間づくりをぜひ進めていただきたいと思っております。お願いをいたします。

また、ちょっとこれ追加の質問にもなるんですが、先週の本会議、金曜日ですが、工事請負締結契約の議案のときに質問をいたしました、旧歴史民俗資料館跡地も榎川の河川敷の貴重な空間であります。それぞれの計画、環境基本計画と緑の基本計画で

すね、それぞれの計画においても、この部分も緑化、緑道として、しっかりと位置づけられている地域であります。河川改修のときまで歴民の跡地は、空地のまま放置はできないと思っております。先日の質問の際は、建設部長にお尋ねをいたしました。暫定利用について検討されていないのではと感じました。暫定利用についてぜひ検討し、整備をしていただきたいと思います。計画にしっかりと位置づけがされている場所だと思います。重ねて、理事者の考え、副町長のお考えを示していただければと思います。

(仮称)鶴江公園に戻りますが、都市公園の扱いですが、都市公園のうちの街区公園の規模は、町の条例では敷地面積0.25ヘクタールを標準として定めるとしておりますが、実際のところ、町内にある既存の街区公園の多くは、その規模以下でありまして、0.2ヘクタールというのは町内の街区公園の平均的な規模になっているのではないかと思います。制度が変わっていないということならば、都市公園とすれば、交付税の基準財政需要額に維持管理費が算入されるメリットがあると思っておりますので、今後、都市公園としての位置づけを検討いただきたいと思います。

また、鶴江ふれあい広場を含めた公園整備を検討しているとのことでしたが、鶴江ふれあい広場の、その北側というか上流部にある町営住宅の鶴江ブロック住宅につきましては、町営住宅の計画によりますと、順次、用途廃止するというふうになっております。この鶴江ブロック住宅の跡地については、公園化の計画の範囲に入っているのでしょうか。入れたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。考え方をお示しいただきたいと思っております。

再々質問は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 寺尾議員に申し上げます。

旧歴史民俗資料館の跡地に関しましては、通告を受けておりませんので質問を差し控えてください。また、理事者に申し上げます。答弁は歴民跡地の暫定利用の部分を除いて行ってください。

答弁をお願いします。

○11番（寺尾光司君） 議長、発言があります。

○議長（梶川三樹夫君） 発言は許可しません。

○11番（寺尾光司君） 議事進行。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 一般質問については、通告は骨子を通告するということで理解するんです。それで質疑の中でその公園に関しての部分ですので、全く触れてはならないというものではないと考えて再々質問で発言したもので。今、議長がこれには答弁要らないという判断をされたんでそれに従いますが、今後、議長の下で、議運等の中で、もう通告したことしか聞かれないというのは確認はされているんですか。それについて再度議運の中でも諮っていただきたいと思います。私は、通告はあくまでも骨子であって、それから発生する公園の整備ということで質問したので、それは可能だというふうに思って私は発言をさせていただきますので、それだけはお伝えしておきたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁ではお願いします。

都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。

寺尾議員からの3回目の質問について、チェリーゴード空城パークの整備に係る事業者選定についてと、町営鶴江ブロック住宅区域の公園化の考えについて、答弁させていただきます。

まず、チェリーゴード空城パーク整備に係る事業者選定についてです。

今回の整備計画は、老朽化しているアスレチック遊具などの公園施設の更新や、駐車場整備など複数の工事を予定しております。事業者選定に当たっては、数種の工事がある中で、工事ごとにプロポーザル方式が適しているのか、価格競争による入札方式が適しているかを適切に判断・実施し、事業者を選定したいと考えております。

ここ数年、プロポーザル方式による複合遊具設置の際は、選定委員会を組織して、事業者選定を行っており、今回の整備においても、同様の委員会を組織する予定ですが、提案に対する利用者の意見反映については、選定委員会の構成メンバーにPTA連絡協議会や老人クラブなど、各方面の利用者代表に参画していただくことや、提案に対するアンケート調査の実施などを視野に入れ、プロポーザル方式の内容と事業者決定手順について検討してまいります。

最近では、ユニバーサルデザインを取り入れた公園施設の整備が進んでおり、チェリーゴード空城パークにおいても、誰でも分け隔てなく楽しんでいただける魅力ある公園としていきたいと考えております。

次に、町営鶴江ブロック住宅区域の公園化についてです。

鶴江ふれあい広場の北側にある町営鶴江ブロック住宅は、昭和38年の建設後、約60年が経過し老朽化が進んでおり、平成25年3月に策定した府中町町営住宅長寿化計画では、議員御指摘のとおり、入居者の退去後に除却し、順次、用途廃止することとしております。全住宅の用途廃止後については、敷地の有効活用に向け、河川空間を一体的な都市公園として活用することについて、河川管理者である広島県と協議し、検討してまいります。

私からの最後の答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第4項、空城山アスレチック遊具の早期復旧を（公園整備計画について）、11番寺尾議員の質問を終わります。

よって、日程第2、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 次に参ります。

日程第3、議員提出第2号議案、地方財政の充実・強化に関する意見書を議題に供します。

提案者の説明を求めます。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 議員提出第2号議案

令和5年6月27日

府中町議会議長 梶川三樹夫様

提出者 府中町会議員 児玉利典

地方財政の充実・強化に関する意見書

府中町議会会議規則第12条の規定により提出します。

以下、読み上げて提案させていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少化における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策を迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、

2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要は的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2. とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税へ税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチンの接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財源措置やより速やかな情報提供を行うこと。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たな「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会への維持・発展に向けて、より恒久的な財源にすること。

6. 会計年度任用職員の制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

7. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、

必要な経費を国の責任において確保すること。

8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月27日

広島県安芸郡府中町議会

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ討論ございますか。

6番、賛成討論。

反対はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 賛成討論、6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。児玉議員ほか、皆さんが提案していただいたこの意見書に大賛成の立場であります。同様の意見書は、恒例のように、毎年、児玉議員さんのほうから提案いただいて、意見書として採択しておるわけですが、今年は特にやはり地方の声を大きくしなきゃいけないんじゃないかと私は思うわけであり、ここに書いてあるところは、1、2、3、4、それぞれ具体的にありますが、やはり社会保障だとか子育てだとか、あるいはウイルス対策だとか、本当に地方というより、国民、我々の生活に身近なところの財源をきちんと確保しなさいと、そういう意見であります。言うまでもないことですがね。

そして、この意見書というのは、地方自治法で定められているように、国と地方が上下関係ではないと。我々地方自治体、そして地方の福利厚生を担っている自治体、そしてその議員として、国の下にあるわけじゃなくて対等の立場でいると。そういうのがこの地方自治法99条で保障されてる意見であります。もちろん、国会議員の下に県議員があつたり、その下に町会議員があるわけではなくて、町会議員も国会議員も同じ公務員として公僕として、皆さんの住民福祉のために仕事しておるわけであり、そういう中で、今年はやはり私は国に対してきちんとこういう財源確保の意見を言う、そういう意味が大きいと思います。

国は、特に今年は防衛費の増額だとかいうことに力を入れて、特別措置法までつくってやろうとしております。それに対してはもちろん賛否ありますけれども、本当に大事なのはどこなんだと、財源として。我々の暮らしのところをきちっと守らにゃいけないのじゃないかということ、地方からどんどん声を上げるべきだと強く思うわけでありまして。

そういう意味で、この意見書は例年のものではあるけれども、今年はとりわけ国に対してきちんと私たちの生活を守る、その財源を確保せよという意味合いの大きい年に出す意見書だと思って、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員 17 名で、採決に加わるもの 16 名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 次に参ります。

日程第 4、議員提出第 3 号議案、インボイス制度の実施延期を求める意見書を議題に供します。

提案者の説明を求めます。

8 番二見議員。

○8 番（二見伸吾君） 8 番二見です。

インボイスの実施延期を求める意見書の提案者を代表して、提案理由を説明いたします。

消費税は、売ったときに受け取った消費税から仕入れのときに支払った消費税を引き算して、その差額を納税する仕組みであります。これまでは、帳簿に売上額と仕入れ額がきちんと記載してあれば、この引き算ができました。ところがインボイスが導入

されると、仕入れのときの消費税は帳簿だけでは駄目で、仕入れのときに受け取ったインボイスを保存しておき、それを基に計算する仕組みに変わります。インボイスがないと消費税を支払っていても控除することができず、納税額が増えてしまいます。ですから、仕入先にインボイスが発行できない免税事業者がいると、負担が増えてしまいます。これを避けようとするれば、次のいずれかが起こります。1、仕入先に対して、インボイスを発行する適格請求書発行事業者になるように要請する。2、仕入先に対して、納税額が増えた分だけ納入額の値引きをするよう要請する。3、仕入先を変更して、インボイスを発行できる事業者から仕入れるようにする。

仕入先の零細業者にとっては、1ならば、新たな納税の負担が、2ならば、値引きによる負担が増えることとなります。3ならば、仕事そのものを失ってしまうこととなります。

さらに、適格請求書の発行や点検・集計が必要となり、事業者に過度な負担が生じます。機動戦士Zガンダム、エマ・シーン役で知られる声優の岡本麻弥さんは、今月22日、インボイス制度の中止を求めた、日本外国特派員協会での記者会見で、次のように訴えました。

「課税事業者になっても、税理士を雇える人ばかりではありません。もし雇えなければ、個人で時間を割いてやらないといけない。私たちは自分を磨くために時間を使いたいんです。あと、若い子たちはバイトしながら、いつかトップを取るために山を登っているんです。怠けているわけじゃない。その山を登っている人たちをごっそりなくそうとしている。」岡本さん自身も廃業も視野に入っているといいます。

事業者や商売をしている人たちだけでなく、俳優や漫画家、個人で開いているピアノ教室など個人事業主として働いている人も、本業そっちのけで税金の計算をしないとけなくなるわけです。打撃を受けるのは零細業者、個人事業主だけではありません。下請や取引先に免税事業者の一人親方や優秀な技能者がいる親会社の場合、彼らが免税事業者のままでは仕入れ税額控除ができず、消費税の納税額が増えてしまいます。課税事業者になるよう要請するものの拒否されたり、それではこれを機に廃業ということにでもなれば、優秀な人材を失い、親会社も打撃を受けます。

消費税は滞納の多い税金で、2021年度の新規発生滞納額は4,000億円です。所得税が約2,000億円、法人税が約1,000億円ですので、その滞納額がいかに大きいのか分かります。

これまでも各地の税務署は、事業者が消費税をお客さんから預かりながら、それを懐に入れて納めない、一種の犯罪行為だといって徴収を強化し、さらに強めるためにインボイス制度を導入しようとしています。消費者が業者に支払った消費税の一部が納税されずに、業者の利益となってしまうのはずるい。これを是正するために、インボイス制度が導入されると、このように言われていますが、消費税が預かり金ではないことは、30年以上前の判決で決着がついており、この司法判断は今日も維持されています。

その内容は、消費者が事業者を支払う消費税分は、商品や役務の一部であり、消費税は預かり金ではない。ゆえに、消費税相当の一部が事業者の手元に残ったとしても、ピンはねではなく益税に当たらない。というものであります。当時はこの裁判の被告であった旧大蔵省や自民党も、訴訟では同じ内容を主張し、益税・利益を生む税金だという存在を否定していました。

今年2月10日、衆議院内閣委員会で、消費税は預かり金ではないため、益税は存在しないこと、政府も認めました。一般的には、年間売上高が1,000万円以下の零細業者に、強い価格決定権があるはずはなく、消費税分の転嫁を拒否されたり、本体価格の引き下げを求められたりしています。消費税10%への引き上げに当たり、政府が「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」というパンフレットを作成しましたが、適正な単価がなされていない実態があるから、こういうパンフレットを作ったわけであります。取引からの排除や不当な値下げ、新たな税負担と事務負担などを生じさせるインボイス制度の延期を求めるゆえんであります。

以上の理由をもって、提案理由といたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員17名で、採決に加わる者16名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(梶川三樹夫君) 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第3回府中町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。閉会。

(閉会 午後 2時23分)